REPORT 2023

湖東信用金庫の現況

令和4年4月1日 ▶ 令和5年3月31日

未来をこの街とともに
湖東信用金庫

CONTENTS

Disclosed information（取組み編）

目次 …… 01
ごあいさつ …… 02
湖東信用金庫の考え方 …… 03
湖東信用金庫と地域社会 …… 04
事業の概況 …… 05
自己資本・不良債権に関する状況 …… 06
中小企業の経営支援および地域の活性化のための取組み …… 07
金融円滑化への取組み …… 09
地域密着型金融推進への取組み …… 10
地域貢献活動 …… 11
法令等遵守（コンプライアンス）態勢・内部統制 …… 12
リスク管理態勢 …… 13
顧客保護等管理態勢 …… 15
総代会制度 …… 17
信金中央金庫のネットワークと湖東信用金庫の主要な事業の内容 …… 19
商品・サービスのご案内 …… 20
手数料のご案内 …… 23

DATA（資料編）

財務諸表 …… 25
財務諸表（経営に関する指標） …… 30
財務諸表（自己資本の充実等の開示） …… 35
用語解説 …… 40
ディスクロージャー誌索引 …… 41
湖東信用金庫の歩み …… 42
トピックス …… 43
湖東信用金庫の概要 …… 44
店舗のご案内 …… 45

未来をこの街とともに　ことしん

がんばる地元企業の健全な発展

地域にお住まいの方々へのお手伝い

地域のお子さまの安全を守り成長を応援

地域社会が繁栄するための奉仕

これこそ「ことしん」の変わらぬポリシーであり願いです

PROFILE

設　立　昭和23年8月23日

八日市信用組合として設立

出資金　649百万円

本　店　滋賀県東近江市青葉町１番１号

TEL　0748（22）2020

FAX　0748（25）0620

URL　http://www.kotoshin.co.jp

店舗数　12店舗

（令和5年3月31日現在）

ごあいさつ

理事長　矢島 之貴

皆さまには、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

ここに当金庫の経営方針、活動状況、業務実績などにつきましてご報告申し上げます。ぜひ、ご高覧いただき、当金庫へのご理解を深めていただければ幸いに存じます。

さて、令和4年度の我が国経済は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う行動制限が緩和され、人の動きが活発化するにつれ、全体として持直しの動きがみられるようになってきました。

他方、世界に目を転じると、ロシアによるウクライナ侵攻などを契機として、原材料価格が国際的に上昇する中、欧米各国・地域の中央銀行が急激なインフレを抑制するため金融引締めの動きを強めるなど、世界経済の動向が日本の金融・経済に与える影響が懸念される状況になっています。

このような情勢の中、日本銀行は令和4年12月に長期金利の変動許容幅を0.25%程度から0.5%程度に広げて金融緩和の姿勢を修正しましたが、日本銀行の金融政策スタンスの変化に関してはマーケットや実体経済への影響を含め、今後の動向を注意深く見ていく必要があります。

また、わが国の人口減少や少子高齢化により、個人消費の低迷、中小企業の人手不足や経営者の高齢化等の構造的な問題が深刻化しているほか、地政学的リスクの高まりや、大規模な自然災害への対応が必要になってきております。

こうした状況を踏まえ、信用金庫はコロナ禍の影響を受けた中小企業等に対し、適切な金融支援に引き続き取り組んでいくとともに、ポストコロナに向けた中小企業等のビジネスモデルの再構築に向けた経営改善・事業再生・事業転換支援等や、地域社会が抱える様々な課題の解決を図っていくことが求められています。

このような金融経済環境の中で当金庫は、令和3年度からスタートした3ヵ年計画「支援力の強化と変革への挑戦」の中間年度として、お客さまへの金融サービス強化を目的とした新営業体制として、隣接する店舗が一体となり業務活動を行う「エリア制」を導入しました。この「エリア制」導入により、一層効率的な営業体制を構築することで、多様化・高度化するお客さまのニーズに対して、付加価値の高い商品・金融サービスの提供に努められるよう、全役職員が取組んでまいりました。

令和5年度は、当金庫創立75周年および3ヵ年計画「支援力の強化と変革への挑戦」の最終年度として、引き続き地域事業者を全力でサポートし、地域の皆さまの資産形成のお手伝いをしながら、収益強化および効率化を進め、より強固な経営基盤を構築し、地域金融機関として更なる存在価値の創出ができるよう取組んでいく所存であります。

今後とも、より一層のご支援、お引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

令和5年7月

湖東信用金庫の考え方

地域社会の持続的発展に取組んでいきます

経営理念

この地に生まれ、この地で育てられてきた当金庫は、「報恩感謝」を旨として、地域産業と地域社会の発展に貢献することを最大の使命としている。

これからも、地域の中小・小規模事業者や住民の皆さまに安定的な資金供給と有益な情報提供を行っていく中で、地域経済の安定・振興、金融秩序の維持・向上に努めていく。

経営方針

1．経営の健全性と信用を保持し、会員並びにお客さまの繁栄に努め地元に奉仕する
2．営業活動の積極的推進を図り、経営基盤の充実に努める
3．法令等を遵守し、各種リスク管理を徹底することにより、経営の安定的継続を確保する
4．お客さまの保護および利便の向上に努めることにより、お客さまと金庫相互の信頼関係を深める
5．経営の合理化を図り効率を高め、自己資本の充実に努めるとともに、役職員の生活向上を図る
6．教育訓練活動を充実させ、職員の資質の向上を図り、人材の育成に努める

ことしん３つの表明

❶ 地元に大きく貢献することを目指します。

全役職員が地域社会に貢献し、地域の発展のために努力していきます。

❷ 時代の変化に対応し、新たな挑戦、更なる繁栄を目指します。

地域のお客さまが求めている業務・サービスを迅速に提供するなど、時代の変化に対応するとともに、新たなことに積極的に取組んでいきます。

❸ 更なる地元密着信金を目指します。

地域社会の皆さまに、より一層身近で親しみのある「ことしん」としてご利用いただけるよう、サービスの向上と信頼される地元密着信金を目指すための努力を続けていきます。

３ヵ年計画「支援力の強化と変革への挑戦」

令和３年度より「ことしん『支援力の強化と変革への挑戦』３ヵ年計画」～課題解決による地域経済の力強い回復を目指して～をスタートいたしました。

地域経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により疲弊しております。当金庫は疲弊している企業に対し、資金対応だけでなく、伴走していく金融機関である必要があると考え、「取引先の資金繰りを支え事業継続を支援し地域経済の回復に努めること」を最重要課題とし、前3ヵ年計画より引き継いだ下記のビジョンおよび戦略に反映させ、本３ヵ年計画の達成に向けて全役職員が一丸となって取組んでおります。

《当金庫がなすべきこと》

計画理念

この地に生まれこの地で育てられてきた当金庫は、報恩感謝を旨として地域産業と地域社会の発展に貢献していく。

【計画理念に基づいた３つのビジョンと４つの戦略】

３つのビジョン

１.営業ビジョン
地域事業者を全力でサポートし、事業取引先を増加させ、地域支援を行う上での適正金利と付加価値の提供。地域の皆さまの資産形成のお手伝い。

２.組織ビジョン
自信とやりがいを得られ、個人の成長・チャレンジ促進で評価・称賛される職場

３.人材ビジョン
自信と責任感を持ち、主体的に思考・行動する人材の育成

４つの戦略

1．営業推進態勢の進化による収益力の強化
2．人材の計画的育成による現有戦力のレベルアップ
3．小規模企業向け融資の推進による地域経済の活性化
4．組織の改善による現場力の強化

湖東信用金庫と地域社会

地域経済活性化への取組みについて

当金庫は、滋賀県の東南部、４市１町を主な営業地域として、地元の中小企業や住民の皆さまが会員となって、お互いに助け合い、発展していくことを共通の理念として運営している相互扶助型の金融機関です。

この地に生まれ、この地で育てられた当金庫は、「報恩感謝」を旨として、「地域産業の発展と地域社会の発展に貢献する」ことを経営の理念としています。

これからも地域の皆さまからお預かりした大切な資金（預金・積金）は、資金を必要とする地域のお客さまへのご融資を通じて、事業の繁栄や生活の安定をお手伝いするとともに、地域社会の一員として地元との強い絆とネットワークを形成し、かつ地域経済の持続的発展に努めてまいります。また、金融機能の提供にとどまらず、企業としての社会的貢献活動の一環として、文化、環境、スポーツ振興といった面も視野に入れ、地域社会の活性化に積極的に取組んでまいります。

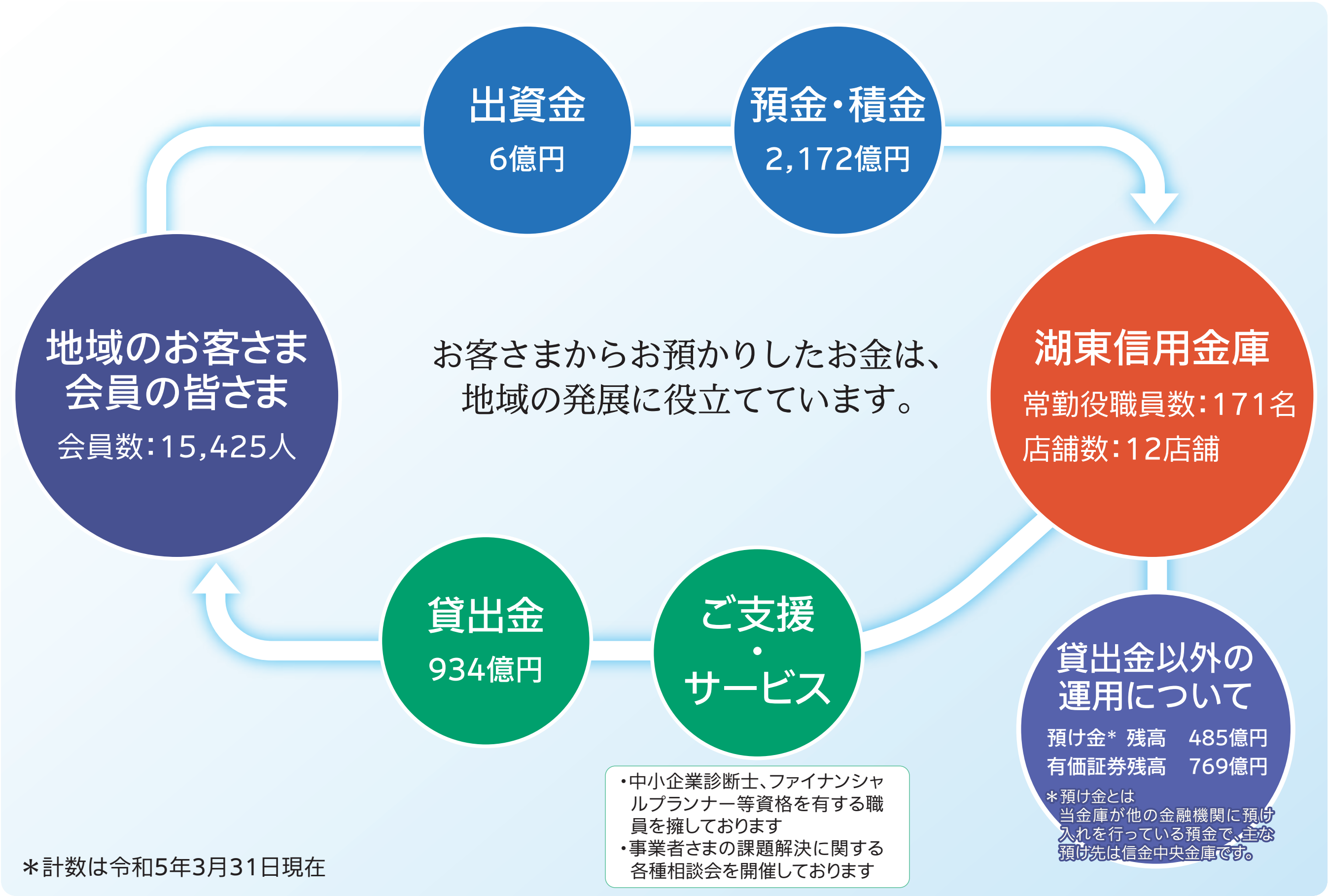

トピックス

当金庫、京都信用金庫、京都北都信用金庫、龍谷大学ユヌスソーシャルビジネスリサーチセンターの4者で取組みを進めておりますソーシャル企業認証制度に関係する信用金庫において、令和4年4月15日より認証企業に対して新たな融資制度「ソーシャル・グッド融資」を取扱っております。

「ソーシャル・グッド融資」は、企業理念や企業活動及びその成果等について、「世のため、人のため」の取組みを行い、地域社会や地域の人々に良い影響を与えている事業者さまや、持続可能な社会の実現に取組む事業者さまの支援を目的としております。

S認証
Social and Sustainable business standard

ソーシャル企業認証制度 S認証の概要

社会課題の解決やESG経営を目指す企業に対し、経営方針や事業内容、社会的インパクトを基準に、評価・認証を行う制度です。本認証によって、社会課題の解決に取り組む地域企業が持つ価値を可視化し、成長を促すことで地域経済の持続可能性向上に資することを目的としています。

一般社団法人ソーシャル企業認証機構
URL: https://besocial.jp

事業の概況

お客さまに安心してご利用いただくため 健全な経営・収益力の強化に努めます

令和4年度の業績概要

預金は前年度比0.32%増加の217,259百万円、貸出金は前年度比1.92%減少の93,435百万円となりました。一方収益面では、業務純益が前年度比152百万円減少の272百万円となったものの、支援力強化に基づく与信先のランクアップ等により貸倒引当金が戻入超に転じる等、臨時損益が改善されたことにより、経常利益は前年度比72百万円増加の304百万円、当期純利益は前年度比92百万円増加の240百万円となりました。

過去３ヵ年の推移　業務純益、経常利益、当期純利益

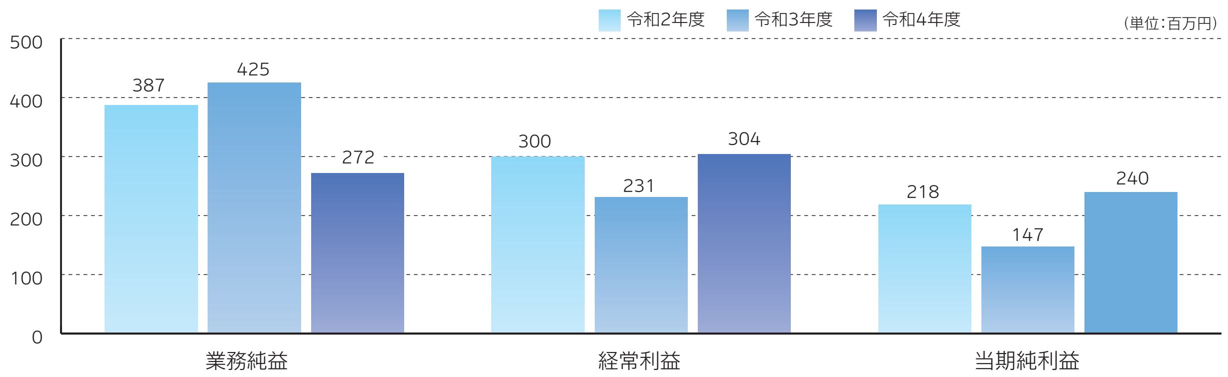

過去３ヵ年の推移　預金残高

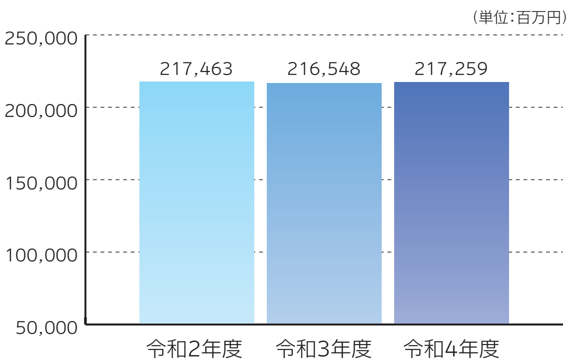

過去３ヵ年の推移　貸出金残高

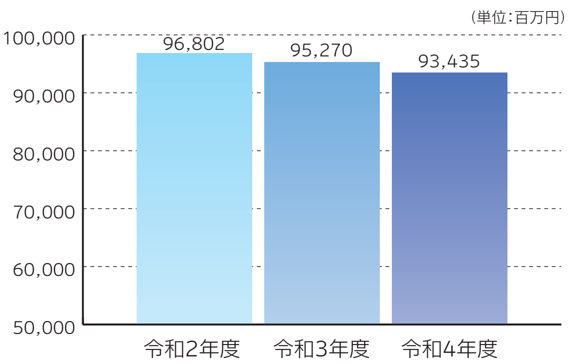

預かり資産残高（国債、投信、保険）

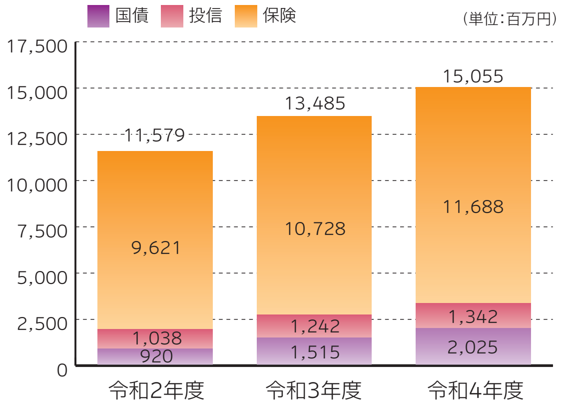

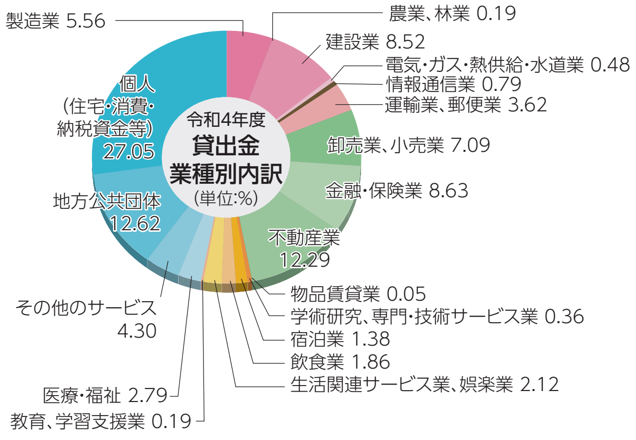

自己資本額・自己資本の状況

自己資本比率は、金融機関が保有する資産に占める自己資本の割合であり、経営の健全性を示す最も重要な指標です。

自己資本は、会員の皆さまからの出資金と、創業以来積み上げてきた利益金などの合計で、リスク・アセットは各資産の回収の危険度合（リスク・ウェイト）により算出しています。

令和４年度の自己資本比率は前年度比0.31ポイント上昇の12.61%となり、自己資本比率の国内基準であります4%を大きく上回っております。

自己資本額・自己資本比率の推移

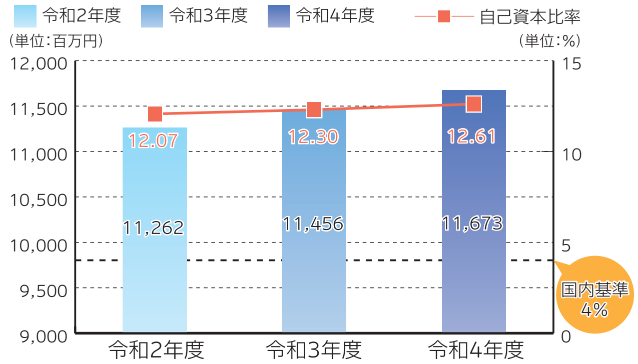

不良債権に関する状況

当金庫は、資産の健全性確保を目指し、不良債権処理に対して厳格な資産査定を実施し、適正な償却・引当を行っています。令和4年度の不良債権比率は5.06%、保全率は91.81%であり、備えは万全です。

■信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権　（単位：百万円）

債権区分		開示残高（a）	保全額（b）	担保・保証等による回収見込額（c）	貸倒引当金（d）	保全率（b）/（a）	引当率（d）/（a－c）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権		544	544	508	35	100.00%	100.00%
危険債権		4,020	3,669	2,988	680	91.27%	65.99%
要管理債権		185	147	138	8	79.34%	17.67%
	三月以上延滞債権	104	104	104	－	100.00%	－
	貸出条件緩和債権	80	42	34	8	52.48%	17.67%
小計（A）		4,750	4,361	3,636	724	91.81%	65.07%
正常債権（B）		89,068					
総与信残高（A）＋（B）		93,819					

■破産更生債権及びこれらに準ずる債権は、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

■危険債権は、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。

■要管理債権は、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。

■三月以上延滞債権は、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です

■貸出条件緩和債権は、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。

■不良債権　4,750百万円

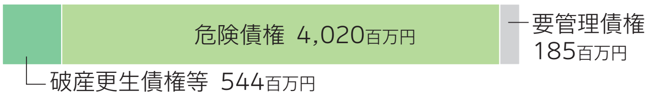

■不良債権に対する保全額　4,361百万円

■自己資本額　11,673百万円

不良債権の非保全額 389百万円に対し充分な自己資本を保有しております

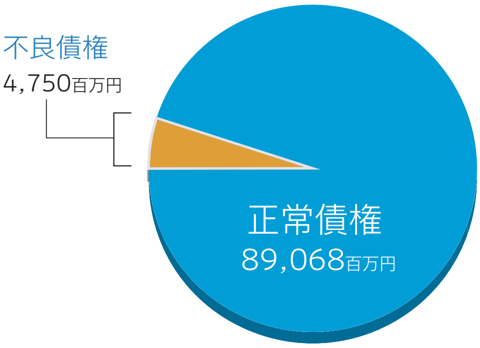

中小企業の経営支援および地域の活性化のための取組み

中小企業の経営支援および地域の活性化のための取組状況について

①中小企業の経営支援に関する取組み方針

地域の中小企業や小規模事業者の皆さまへの安定した資金供給は、営業地域が限定された協同組織金融機関である当金庫にとって最も重要な社会的使命です。

中小企業金融円滑化法は平成25年3月31日に期限が到来しましたが、当金庫は、お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みに対して、それまでと同様、お客さまの抱えている問題を充分に把握し、地域の皆さまへの経営支援、金融の円滑化に真摯に取組んでまいります。

②中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

経営改善計画策定支援事業
- 滋賀県産業支援プラザ・滋賀県中小企業活性化協議会との連携
- 経営改善支援センターとの連携

経営サポート会議、経営診断
- 滋賀県信用保証協会との連携

ローカルベンチマークの活用
- 事業性評価などへの取組み

貸出金の条件変更対応
- 金融円滑化への対応

経営相談と専門家派遣
- 商工会・商工会議所等各種支援機関との連携
- 滋賀県よろず支援拠点との定期出張相談会を含む連携
- 中小企業119専門家派遣の活用

③中小企業の経営支援に関する取組状況

a 創業新規事業開拓支援実績

取組件数　19件　　金額　106百万円

b 経営改善・事業再生・業種転換支援実績

経営改善計画策定数　　27先　　策定予定　　4先

c 伴走支援型特別保証制度実績

取組件数　135件　　金額　1,392百万円

④経営者保証に関する取組方針及び「経営者保証ガイドライン」への取組状況

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を右記のとおり策定しています。

同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

（1）経営者保証に関する取組方針

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着していくために、以下のとおり取組みます。

- お客さまが融資等資金調達のお申込みをされた場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法（一定の金利の上乗せ等）を活用する可能性について検討いたします。
- 上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- 経営者保証を提供いただく場合、お客さまの資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
- お客さまから既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
- 事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。
  また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
- お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

（2）経営者保証に関するガイドラインへの取組状況

	2022年度
新規に無保証で融資した件数	493件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	43.20%
保証契約を解除した件数	8件

※「保証債務整理」については、当金庫をメイン金融機関として成立に至った経営者保証のガイドラインに基づくお申し出はありませんでした

⑤金融仲介の取組みについて

当金庫は、地域の中小企業や小規模事業者の皆さまのライフステージに応じた積極的な支援を行うなど、金融仲介機能の発揮に取組んでいます。平成28年9月に金融庁より、金融機関における金融仲介機能の発揮状況を表す指標として「金融仲介機能のベンチマーク」（以下、「ベンチマーク」という。）が公表されました。

当金庫は、経営理念、経営方針等を基にベンチマークの一部を選択して、当金庫の取組みに対する自己点検および評価に活用しております。今後とも、地域金融機関の使命として、地域活性化を目指し、金融仲介の取組みに努めてまいります。

当金庫の令和4年度の金融仲介の取組みの状況は、以下のとおりとなっております。

■取引先企業の抜本的事業再生等による生産性の向上

貸付条件変更先に係る経営改善計画の進捗状況

	条件変更先数	計画達成率		
		120%超	80～120%	80%未満
令和3年度	98先	9先	2先	87先
令和4年度	94先	10先	5先	79先

当金庫が関与した創業件数

令和3年度	27件
令和4年度	19件

ライフステージ別の与信先数、融資残高

		創業期	成長期	安定期	低迷期	再生期
令和4年3月末	先数	95先	177先	1,112先	171先	131先
	残高	36億円	59億円	341億円	36億円	61億円
令和5年3月末	先数	111先	179先	1,072先	145先	91先
	残高	37億円	51億円	310億円	22億円	42億円

ライフステージの定義
創業期：創業から5年までの先
成長期：売上平均直近2期が過去5期の120%超の先
安定期：売上平均直近2期が過去5期の120～80%の先
低迷期：売上平均直近2期が過去5期の80%未満の先
再生期：貸付条件の変更または延滞がある先

■事業性評価に基づく融資等、担保・保証に過度に依存しない融資

経営者保証に関するガイドラインの活用件数、及び、全与信件数に占める割合

	全与信件数①	ガイドライン活用件数②	②／①
令和4年3月末	1,373件	509件	37.07%
令和5年3月末	1,141件	493件	43.20%

■本業（企業価値向上）支援・企業のライフステージに応じたソリューションの提供

創業支援先数

	創業計画の策定支援	創業期の取引先への融資	政府系金融機関や創業支援機関の紹介	ベンチャー企業への助成金・融資・投資
令和3年度	27先	27先	4先	0先
令和4年度	19先	19先	8先	0先

経営改善・事業再生支援先における実抜計画策定先数および同計画策定先の達成先の割合

	実抜計画※策定先数①	達成先数②	②／①
令和4年3月末	37先	11先	29.7%
令和5年3月末	27先	15先	55.6%

※実抜計画とは実現性の高い抜本的な経営再建計画をいいます。

経営改善支援の取組み実績【令和4年度】

（単位：先数）

		期初債務者数	うち経営改善支援取組み先	αのうち期末にランクアップした先数	αのうち期末に債務者区分が変化しなかった先数	αのうち再生計画を策定している全ての先数	経営改善支援取組み率	ランクアップ率	再生計画策定率
		A	α	β	γ	δ	α/A	β/α	δ/α
正常先	①	1,316	0		0	0	0.0%		0.0%
要注意先 うちその他要注意先	②	730	9	0	9	5	1.2%	0.0%	55.6%
要注意先 うち要管理先	③	12	1	0	1	0	8.3%	0.0%	0.0%
破綻懸念先	④	70	10	1	9	5	14.3%	10.0%	50.0%
実質破綻先	⑤	17	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%
破綻先	⑥	4	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%
小計（②～⑥の計）		833	20	1	19	10	2.4%	5.0%	50.0%
合　計		2,149	20	1	19	10	0.9%	5.0%	50.0%

（注）
- 期初債務者数及び債務者区分は令和4年4月当初時点で整理しています。
- 債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業（個人事業主を含む）であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含めていません。
- βには、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載しています。なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者はαに含めるもののβに含めていません。
- 期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合はβに含めています。
- 期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については（仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても）期初の債務者区分に従って整理しています。
- 期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めていません。
- γには、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載しています。
- みなし正常先については正常先の債務者数に計上しています。
- 「再生計画を策定している全ての先数δ」＝「中小企業再生支援協議会の再生計画策定先」＋「ＲＣＣの支援決定先」＋「金融機関独自の再生計画策定先」

金融円滑化への取組み

地域金融の円滑化に努めています

取組み方針

地域の中小企業および個人のお客さまへの安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である当金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

当金庫は、お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客さまの抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取組みます

金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っています。

①態勢整備を図るために理事会等において決議した事項

● 「金融円滑化のための基本方針」、「金融円滑化管理方針」、「金融円滑化管理規程」を策定し、態勢を整備しております。

②全営業店に「金融円滑化ご相談窓口」を設置しております。

● 「金融円滑化ご相談窓口」では、以下のご相談をお受けいたします。

*事業資金・住宅ローンご利用のお客さまに対して、ご返済方法やご返済額変更等のご相談を承ります。

*お客さまへのきめ細やかな経営改善に向けた支援を行うため、お客さまの現状を十分に認識し、問題点や原因を分析して、対応策等をご提案するなどのご相談を承ります。

③ご返済方法やご返済額変更に係るご意見・ご要望・苦情等に対応するため「金融円滑化苦情ご相談窓口」を設置しております。

④お客さまの事業価値を見極める能力を向上させるための研修等

●融資担当者等を研修会等に派遣し、事業性評価への理解・コンサルティング力向上のために必要な知識の習得を図っています。

他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客さまから貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

※ご返済方法やご返済額変更等にかかるご相談、経営改善にかかるご相談は、次の相談窓口をご利用ください。

●「金融円滑化ご相談窓口」

【湖東信用金庫　各営業店】

受付時間　当金庫営業日の午前９時～午後３時
（お電話での受付は午後５時まで）

※ご返済方法やご返済額変更等に係るご意見・ご要望・苦情にかかるご相談は、次の相談窓口をご利用ください。

●「金融円滑化苦情ご相談窓口」

【湖東信用金庫　営業推進部】

フリーダイヤル 0120－160－455

受付時間　当金庫営業日の午前９時～午後５時

新型コロナウイルス感染症に関する融資相談の受付について

新型コロナウイルスの感染拡大により業況等に影響を受けられた事業者の皆さまを対象に、全店舗に相談窓口を設置するとともに「新型コロナウイルス感染症対策資金」を創設し、資金需要のご相談、返済条件の変更など円滑な資金繰り等の相談を受け付けております。当金庫では、滋賀県信用保証協会、㈱日本政策金融公庫と連携し、迅速な支援体制を構築しておりますので、現在お借入いただいている事業性融資のご返済や、新たなお借入についてのご相談等につきましても、お取引の店舗またはお近くの店舗までお気軽にご相談ください。

●設置窓口

全営業店

●受付時間

当金庫営業日の午前９時～午後３時

地域密着型金融推進への取組み

「この街と生きていく」
当金庫は常に地域社会に密着し、地域のお客さまとともに歩みつづけます

地域密着型金融推進への取組み

当金庫では、地域金融機関に求められる使命として①お取引事業先に対するコンサルティング機能の発揮②地域の面的再生への積極的な参画③地域のお取引先に対する積極的な情報発信を主要な３つの柱とし、金融業務を通じた持続可能な地域密着型金融の推進を目指し、具体的な取組み方針を策定し推進しています。

当金庫の地域密着型金融の取組み状況は、当金庫Weｂサイト（http://www.kotoshin.co.jp）で詳しくご覧いただけます。

①お取引事業先に対する コンサルティング機能の発揮

創業新事業支援・経営改善支援の態勢と実績

取引事業先の経営分析、経営計画の策定、フォローアップ等の支援実施

・経営改善計画策定数　27先　経営改善計画策定中　4先

補助金・助成金・給付金の申請支援

・事業再構築補助金1次～7次までの採択数　18件
・国県市町村給付金等の申請支援先数　227件
・事業復活支援金事前確認先数　73件

事業承継等に係る支援数

・事業承継、第3者承継、Ｍ＆Ａ支援先数　12件
滋賀県事業承継引継ぎ支援センター等の外部連携機関と共に取組みを進めております。
・改善案提案支援　中小企業119専門家派遣　派遣実績4件
当金庫は中小企業庁が実施する中小企業119専門家派遣の「派遣可能機関」です。

子育て支援にかかる取組み

・多子世帯への金利優遇商品「おうみの子」の取扱い
・東近江市「こども未来夢基金」への継続的な寄付
・湖東信用金庫理事長杯少年サッカー大会の開催
・職場体験学習の受け入れ※
・教育施設への出前講座
・おっぱい塾の開催協力※

※令和4年度は新型コロナウイルスの影響により中止としましたが、今後は状況をみて開催させていただく予定です。

地域の高齢者の方々へのサービスの充実

・社会保険労務士による無料年金相談の実施
・特殊詐欺防止啓発活動の実施（東近江警察署等の協力団体と協力）

環境保全への取組み

・エコキャップ回収推進活動
・クールビズ・ウォームビズ実施による電力使用量の削減
・紙類を使用しないタブレットを活用したエコミーティングの実施

②地域の面的再生への積極的な参画

地方創生への取組み

・ビジネスマッチングサイト「しんきんコネクト」によるサービスの運用を実施
・ESG経営を目指す中小企業に対し「ソーシャル企業認証制度」の運用を実施
・各種ビジネスマッチング（信金中央金庫運営）の活用
・東近江市中心市街地空き店舗活性化事業（東近江市との連携協定）
・東近江市中心市街地活性化協議会への参画
・東近江市版SIB事業への協力（公益財団法人三方よし基金との連携）
・経営相談所「よろず支援拠点」出張相談会の実施
本店　12回（毎月開催）　水口支店　12回（毎月開催）
・その他取組み実績

外部支援機関連携	37件
ビジネスマッチング商談	27件
ビジネスマッチング情報掲載	166件

③地域のお取引先に対する 積極的な情報発信

お取引さまの事業内容を、「ことしんふれ愛town」として当金庫ホームページ上にて紹介しております。また、ラジオ放送のＦＭ東近江でも取引先企業の紹介を行っております。

さらに、ディスクロージャー誌において当金庫の中小企業支援、地域活性化への取組み内容を発信しております。

地域貢献活動

地域の活性化に合わせ、信用金庫の制度的な使命や役割を地域の人々に広く知っていただき、地域社会に貢献すべき活動を通し地域での存在感を認められることが、ことしんの願いです。

子育て支援

「おっぱい塾」

近江八幡支店では、お母さまや妊婦さんに母乳の重要性と母乳での子育て方法、離乳食等を学んでいただく「おっぱい塾」の開催に協力しております。

※令和4年度は新型コロナウイルスの影響で中止としましたが、今後の状況を見て再開させていただく予定です。

こども110番

東近江市内の店舗入り口に「こども110番の家」のコーンを設置し、営業車にも「こども110番」のステッカーを貼り、お子さまの危険な状況に遭遇した際には、警察に通報するなど適切な対応を行います。

おうみの子

子育て応援資金「おうみの子」として、金利優遇商品を取扱っております。

役職員有志により、東近江市「こども未来夢基金」への寄付を行いました。

清掃活動

環境美化活動

地域の環境が少しでも良くなるよう、店舗周辺の美化活動を行っております。また、近江八幡支店では、年一回八幡堀クリーン作戦に参加しております。

金融教育

びわこ学院大学での講義風景

各団体と連携し、金融教育を実施する態勢を整えております。

令和4年度は、びわこ学院大学において3回の講義を開催いたしました。

地域への寄付

「河辺いきものの森」へ寄付

環境保全活動を少しでも支援できるよう、毎年寄付を行っております。

その他にも、リサイクルしたトイレットペーパーを店舗所在地の各教育委員会へ寄贈しております。

その他の活動

地域行事への参加やスポーツ振興、エコキャップ・使用済切手回収推進活動等、様々な活動をしております。

献血活動

AEDの設置

びわこジャズ東近江2022 ボランティア参加

特殊詐欺防止啓発活動

理事長杯少年サッカー大会の開催

学生向け1Day仕事体験の開催

法令等遵守（コンプライアンス）態勢・内部統制

法令等を遵守し、誠実・公正・透明な業務の遂行に努めています

当金庫の役職員は、地元の皆さまからの信頼に応え、さらにその信頼の輪を広げるために、業務の遂行にあたっては“誠実に公正に透明な仕事をすること”を最優先の理念としています。

こうした役職員一人ひとりの決意を徹底するために「法令等遵守管理規程」を定め、その具体的な行動基準であるコンプライアンス・マニュアルの役職員全員への浸透を図っております。

今後も、地域社会のお客さまからの揺るぎない信頼を得るために関係法令・社会規範・金庫内の諸規程等を遵守し、誠実に当金庫の業務を行うように、一層の教育・指導を徹底してまいります。

組 織 図

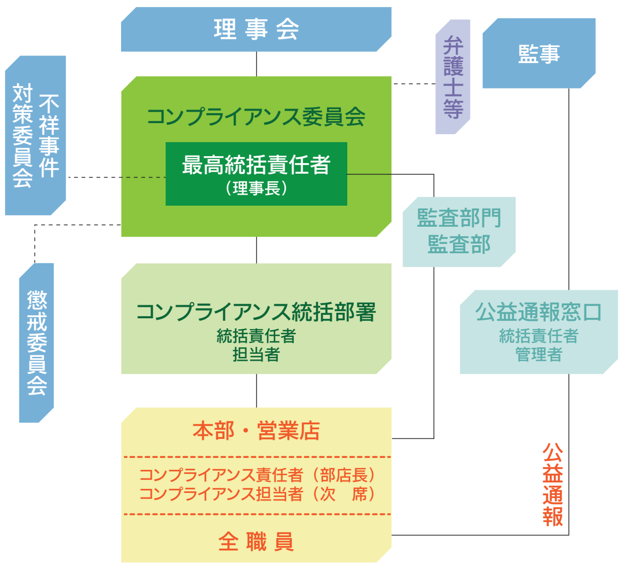

○コンプライアンス最高統括責任者

最高統括責任者である理事長は、金庫の業務に適用される法令等の内容を理解して、コンプライアンス状況を的確に認識し、適正な法令等遵守態勢を整備・確立するとともに金庫のコンプライアンスに関する責任を負います。

＊公益通報とは

組織的または個人的な法令違反等に関する通報等に対して適正な処理の仕組みならびに通報者の保護を定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図ることを目的としています。

内部統制

内部管理基本方針

当金庫は、信用金庫法第36条5項5号ならびに同法施行規則第23条の規定に基づき、業務の健全性および適切性を確保するための基本方針として「内部管理基本方針」を定め、体制の整備と実効性の確保に努めています。

①理事および職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
②理事の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
③損失の危険の管理に関する規程その他の体制
④理事の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制
⑤監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
⑥監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性に関する事項
⑦理事および職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
⑧監事の職務の執行について生じる費用の前払いと償還の手続および債務の処理に係る方針に関する事項
⑨その他監事の監査が実効的に行われることを確保する体制

《反社会的勢力に対する基本方針》

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定めこれを遵守します。

①反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
②反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し迅速な問題解決に努めます。
③反社会的勢力に対し、資金提供および事実を隠蔽するための裏取引は行いません。
④反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築しています。
⑤反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

リスク管理態勢

お客さまとのよりよい信頼関係のために万全な経営体制を敷いています

　金融の自由化や国際化、規制緩和の進展により、金融機関を取り巻く環境は大きく変化し、金融機関が業務運営を行っていくうえで直面するリスクは、従来に比べて格段に複雑化、多様化しています。
　当金庫では、リスク管理の運営方針として「リスク管理方針」を策定し、風説の流布等の発生防止とリスク管理を重点課題と位置づけ、各種リスクを経営陣等で構成するリスク管理委員会で正確に把握し、適正にコントロールすることで金庫全体のリスクを統合的に管理する態勢の強化に努めています。

資本配賦と統合的リスク管理

　当金庫は、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクの計量化を行ない、これを経営体力（自己資本）の範囲内にコントロールするリスク管理を実施しております。
　具体的には、当金庫の自己資本額から当金庫が自己資本比率４％を維持できる水準の自己資本額を算出し、これを除いた額をリスク資本配賦額とし、さらにこのリスク資本配賦額からバッファー*を除いた額を信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクの各部門に配賦し、各リスク相当額が、この配賦額を超過しないようコントロールしております。

＊「バッファー」とは、予測不能なリスクの顕在化や、万一、想定外にリスクが増大した場合に備えた自己資本余力をいう。

リスク種類別に資本を配賦しその範囲内でコントロール

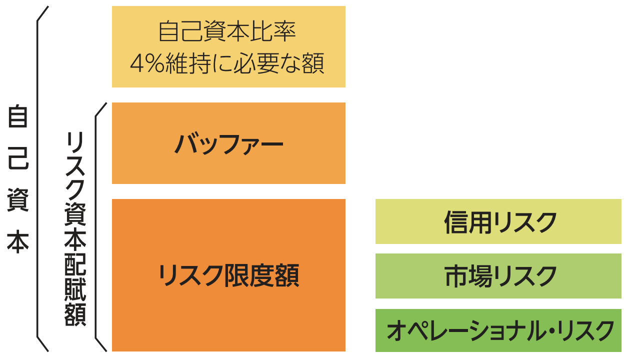

リスク管理体制　組織図

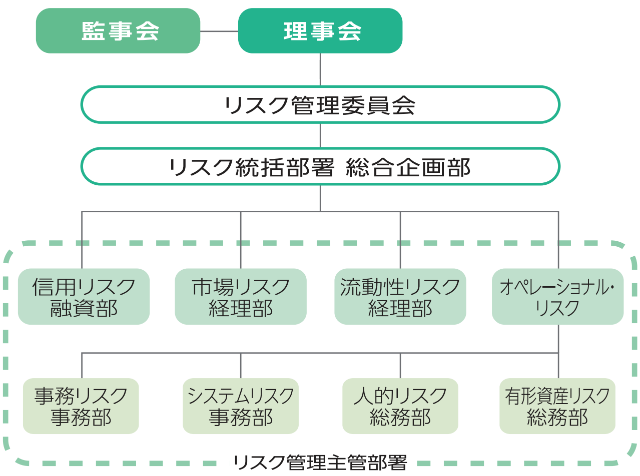

信用リスク管理

　信用リスクとは、お取引先の倒産や財務状況の悪化等により、貸出金の元本や利息の回収が不能となることにより、当金庫が損失を被るリスクのことです。
　当金庫では、信用リスクを管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、融資業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」を定めて、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。
　信用リスクの評価は、取引の推進によるリスク分散の他、融資ポートフォリオ管理として資産査定による債務者区分別、業種別、さらには融資集中によるリスクの抑制のため大口融資先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しています。
　また、当金庫では資産を適正に評価・査定するため、毎決算期末に資産の自己査定を行っています。さらに信用格付を整備し、信用リスク管理システムを導入して信用リスク計量の高度化をすすめています。
　以上、一連の信用リスク管理の状況についてはリスク管理委員会に報告する態勢を整備しています。
　貸倒引当金は「資産査定実施基準」および「償却・引当基準」に基づき、資産査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については、監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めています。

市場リスク管理

　市場リスクとは、金利、株式相場、為替相場等の変動により、当金庫の資産および負債の価値が変動し損失を被るリスクのことです。
　当金庫では、市場リスクを金利リスク、価格変動リスク、為替リスクに区分し、リスクの状況を月毎にモニタリングして、算出したリスク量が、設定したリスク限度額の範囲内に収まるよう適切に管理しています。また、市場運用における残高やその損失額が、あらかじめ設定されたポジション枠や損失限度額を超過しないよう厳格な管理を行っています。
　組織的には、市場部門、事務管理部門、市場リスク管理部門を分離し、相互牽制を図るとともに、その状況についてはリスク管理委員会に報告する態勢を整備しています。

オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では、①事務リスク、②システムリスク、③人的リスク、④有形資産リスクに区分してリスクを管理しています。また、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、定期的に収集したデータの分析・評価を行い、リスクの顕在化の未然防止および発生時の影響度の極小化に努めています。

①事務リスク管理については、本部・営業店が一体となり、厳正な事務に関する管理規程等の整備、それらを遵守することはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検証などに取組み、事務品質の向上に努めています。

②システムリスク（コンピュータシステムの停止・障害・誤作動・不備・不正利用などによって損失を被るリスク）については、事務取扱要領に基づき管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な点検検査を実施し、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めています。

③人的リスクについては、人事運営上の不公平・不公正・差別的行為の発生防止のため、定期的な人事ローテーションの実施、管理能力向上のための研修・教育を実施しています。

④有形資産リスクについては、金庫が保有する有形資産について、定期的に災害その他の事象から生じる危険性を調査し、修繕の必要性または処分等を含めた適切な管理に努めています。

また、一連のオペレーショナル・リスク管理の状況についてはリスク管理委員会に報告する態勢を整備しています。

流動性リスク管理

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出などにより資金繰りが悪化する資金繰りリスクと、市場の混乱などで通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされる市場流動性リスクにより損失を被るリスクのことです。

当金庫では、財務内容等の充実により信頼性を高めるとともに、当金庫の評価等に対しては細心の注意を払い、お取引先の動向の十分な把握と管理を行い資金調達に万全を期しております。一方、資産の健全性および流動性を考慮して支払準備資産の充実に努め、資金繰り等においては必要十分な流動性資産の確保を図っています。

以上、一連の流動性リスク管理の状況についてはリスク管理委員会に報告する態勢を整備しています。

マネー・ローンダリング及び テロ資金供与リスク

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与とは、犯罪や不当な取引で得た資金を、正当な取引で得たように見せかけたり、多数の金融機関等を転々とさせることで、資金の出所をわからなくする行為や、テロの実行支援等を目的としてテロリストに資金を渡す行為を指します。この行為によって、当金庫の金融サービスが悪用され、わが国が制裁対象とする国・組織・個人や犯罪者に資金が渡り、更なる犯罪行為やテロ行為が助長されるリスクにさらされます。これに対し当金庫では、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止方針」を定め、管理態勢を構築するとともに、当金庫が直面するマネー・ローンダリング等に関するリスクを特定・評価し、リスクに見合った低減策を講じております。

お客さまへのお願い事項

お客さまとのお取引内容、状況等に応じて、次のとおり追加でのご確認などの対応をさせていただく場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

①追加のご確認等のため、通常よりお手続きのお時間をいただく場合があります。

②特定の国に居住・所在している方等とのお取引をされる場合は、資産・収入の状況等を従来とは異なる資料のご提示や質問への回答をお願いする場合があります。

③過去にご確認させていただいた、お客さまの氏名・住所・生年月日や、お取引の目的等を、信用金庫の窓口や郵便等により再度ご確認させていただく場合があります。また、各種書面等のご提示をお願いする場合があります。

④資料のご提示や質問への回答に適切に対応いただけない場合、やむを得ず新規のお取引をお断りさせていただく場合があります。また既にお取引いただいているお客さまにおかれましては、やむを得ずお取引を制限等させていただく場合があります。

顧客保護等管理態勢

お客さまの正当な利益の保護や利便性の向上に取組んでいます

顧客保護等管理方針

当金庫は、お客さまの自由な意思を尊重し、その資産、情報およびその他の利益を保護するため、法令等を遵守し利便性の向上に向けて、以下の事項を定め、お客さまの信頼に応えてまいります。

1．お客さまとの取引に際しましては、法令等に従って金融商品の説明および情報提供を適切かつ十分に行います。
2．お客さまからのご相談または苦情等につきましては、適切かつ十分に取り扱います。
3．障がいのあるお客さまに対し、その障がいを理由とする差別のない対応を行うことはもちろんのこと、社会的障壁の除去等合理的配慮の提供に努めます。
4．お客さまに関する情報につきましては、法令等に従って適切に取得し、安全に管理します。
5．お客さまとの取引に関連して金庫の業務を外部委託することにつきましては、お客さまの利益を守るため適切に外部委託先を管理します。
6．お客さまの利益が不当に害されるおそれがある取引につきましては、お客さまの利益保護を徹底し、取引の類型や管理する方法を定めるなど適切な利益相反管理を行います。
7．金融円滑化に伴う貸付条件の変更等のご相談やお申込みについてのご説明、またはお断りさせていただく場合のご説明を適切かつ十分に行います。

この方針における「お客さま」とは、当金庫をご利用されている方およびご利用を予定される方をいいます。

また、お客さま保護の必要性のある業務は、与信取引、預金等の受入れ、金融商品の販売、募集など、お客さまと当金庫との間で行なわれる全ての取引に関する業務です。

○障がいのあるお客さま、高齢のお客さまによる当金庫の施設、サービス等の利用について、ご相談・お問い合わせがございましたら、当金庫本支店窓口または営業推進部までお申し出ください。

湖東信用金庫　営業推進部
住　　所：東近江市青葉町１－１
受付時間：９：00～17：00（当金庫営業日）
受付媒体：電話、手紙、面談、FAX、E-mail
Ｔ Ｅ Ｌ：0120－123－123
Ｆ Ａ Ｘ：0748－23－5739
E-mail：info@kotoshin.co.jp

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は「金融商品取引法」「金融サービスの提供に関する法律」「消費者契約法」等に基づき、金融商品の販売等に際しては次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1．当金庫はお客さまの知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明を行います。
2．金融商品の購入・選択は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫はお客さまに適正な判断をしていただくため、その商品の重要事項について説明をいたします。
3．当金庫は、誠実・公正な勧誘を心がけ、お客さまに対して事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4．店舗内での勧誘については、所定の営業時間内、訪問・電話による勧誘については、午前8時から午後9時までといたしております。但し、お客さまのご要望、又は事前にご了解をいただいている場合は除きます。
5．金融商品の販売・勧誘等について、ご意見やお気づきの点等ございましたら、お近くの当金庫本支店の窓口までお問い合わせください。

サイバー犯罪・特殊詐欺などの金融犯罪被害の防止対策

・セキュリティソフト「Rapport（ラポート）」のご提供
インターネットバンキングをご利用のお客さまに無料で提供しております。

・ワンタイムパスワード等によるセキュリティ強化
随時セキュリティを強化し、増加する金融犯罪に対応しております。

・キャッシュカード振込限度額・利用限度額の引下げ
不正取引被害からお客さまの財産をお守りするため、70歳以上のお客さまを対象に、一日あたりのお振込限度額を設定しております。
また、個人名義の普通預金等を対象に、ICキャッシュカードでの一日あたりの利用限度額を引き下げております。

・預手プランの推奨
滋賀県警からの要請により、高齢のお客さまに対して、預金小切手での払い出しを推奨しております。

・お客さまへの積極的な声掛け
金融犯罪防止のため、窓口にて高額な現金引き出しを希望されるお客さまに対し、声掛けを行っております。

当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要（金融ADR制度への対応）

当金庫は、お客さまからの相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」という。）を営業店または営業推進部で受け付けています。

1．苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
2．事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公正にお申し出の解決に努めます。
3．苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。

   苦情等は営業店または右記営業推進部へお申し出ください。
4．当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは右記営業推進部にご相談ください。
5．滋賀弁護士会および東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、営業推進部または右記全国しんきん相談所へお申し出ください。

   なお、東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。

   その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、「滋賀弁護士会、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫営業推進部」にお尋ねください。

湖東信用金庫　営業推進部

住　　所：東近江市青葉町１－１
受付時間：９：00～17：00（当金庫営業日）
受付媒体：電話、手紙、面談、FAX、E-mail
　　　　　ＴＥＬ：0120－160－455
　　　　　ＦＡＸ：0748－23－5739
　　　　　E-mail：info@kotoshin.co.jp

＊お客さまの個人情報は苦情等の解決を図るため、またお客さまとのお取引を適切かつ円滑に行うため以外には利用しません。

全国しんきん相談所（一般社団法人全国信用金庫協会）

1．住　　所：〒103－0028
　　　　　　東京都中央区八重洲１－３－７
2．電話番号：03－3517－5825
3．受 付 日：月～金
　　　　　　（祝日、12月31日～１月３日を除く）
　　時　　間：９：00～17：00
4．受付媒体：電話、手紙、面談

名　称	滋賀弁護士会 和解あっせんセンター	東京三弁護士会		
		東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住　所	〒520-0051 滋賀県大津市 梅林1-3-3	〒100-0013 東京都千代田区 霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区 霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区 霞が関1-1-3
電話番号	077-522-3238	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受 付 日 時　間	月～金 （祝日、年末年始除く） ９：00～12：00 13：00～17：00	月～金 （祝日、年末年始除く） ９：30～12：00 13：00～16：00	月～金 （祝日、年末年始除く） 10：00～12：00 13：00～16：00	月～金 （祝日、年末年始除く） ９：30～12：00 13：00～17：00

※「顧客保護等管理方針」、「個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）」、「金融商品に係る勧誘方針」、「利益相反管理方針の概要」、「当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要」、「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」は、店頭に掲示するほか、Webサイト（http://www.kotoshin.co.jp)でも公表しております。

総代会制度

総代会は、会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。

総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は株式組織の銀行などと異なり出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫は、会員数が約1万5千人であることから、総会の開催は事実上不可能なため、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算や取扱い業務の決定、理事、監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

また、当金庫では総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取組んでおります。

総代とその選任方法

（1）［総代の任期・定数］

- 総代の任期は3年です。
- 総代の定数は、70人以上90人以内で、会員数に応じて各選任区域ごとに定数が定められております。
- 令和5年6月16日現在の総代数は76人で、会員数は15,429人です。

（2）［総代の選任方法］

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

そこで、総代の選考は「総代候補者選考基準」（注）に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

①会員の中から総代候補者選考委員を選任する。

②その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。

③その総代候補者を会員が信任する。
（異議があれば申し立てる）。

（注）総代候補者選考基準
①資格要件　●当金庫の会員であること等
②選考基準　●総代として相応しい見識を有している方
●良識を持って正しい判断ができる方
●人格に優れ、金庫理念・使命を十分理解している方
●その他総代候補者選考委員が適格と認めた方

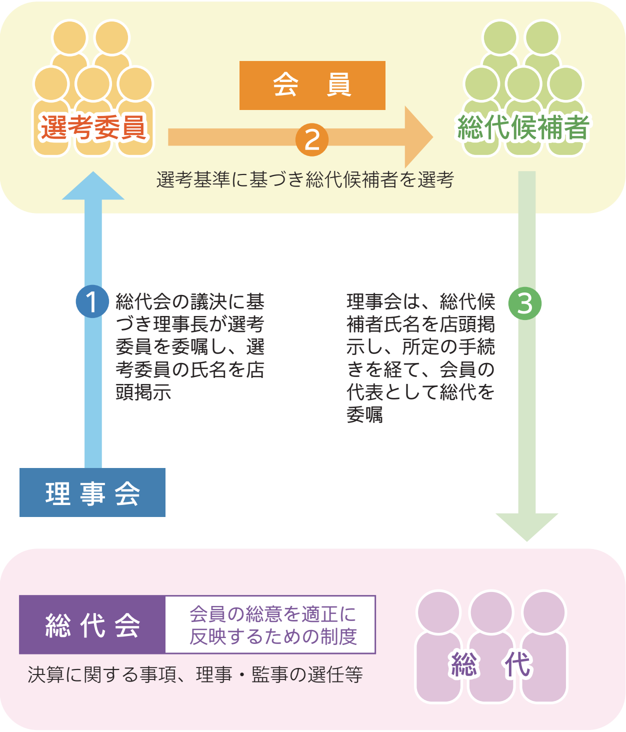

第75期通常総代会の決議事項

令和5年6月16日に開催されました第75期通常総代会において次の事項が付議され、各議案とも原案のとおり承認されました。

報告事項「第75期（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）
業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件」

決議事項

第1号議案　「第75期（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）
剰余金処分案承認の件」

第2号議案　「所在不明の会員除名の件」（定款第15条第2項）

第3号議案　「退任理事に伴う理事選任の件」

第4号議案　「退任理事に対する退職慰労金贈呈の件」

総代のご紹介

令和5年6月16日現在

地区及び選任区域	総代数	氏　名【敬称略・順不同】、(　) 内は就任回数※
第1区 蒲生郡日野町・ 東近江市（旧蒲生町）	13	石岡英明(3)　植田敏夫(3)　遠藤芳夫(3)　岡永治郎(3)　岡　幸一(3)　門谷英一(1)　杉浦貴子(1) 冨田正夫(3)　福地滋夫(1)　藤﨑晃史(1)　瀧本伸治(2)　小林耕次(1)　中島厚輝(3)
第2区 東近江市 （旧五個荘町、旧能登川町）	14	奥村忠男(3)　澤　博(3)　清水洋市(3)　善住慎一(3)　田邉長司(3)　辻野宜昭(2)　出路敏秀(3) 大橋史和(1)　森　一浩(2)　足立　剛(3)　大橋正康(1)　髙田純範(3)　三輪國男(3)　南万寿夫(2)
第3区 東近江市（旧永源寺町）	4	池田則之(3)　小椋喜久雄(3)　加藤　正(3)　久田茂一(3)
第4区 甲賀市・湖南市・栗東市	12	上杉　弘(3)　大原正博(1)　秀熊順治(2)　土田仁志(1)　片岡久伸(2)　山中修治(3)　吉田惣一(3) 竹田幸夫(3)　松原修一(2)　奥村正雄(3)　髙畑伊久夫(1)　能川三夫(3)
第5区 東近江市（旧八日市市、旧湖東町、旧愛東町）・近江八幡市・彦根市・長浜市・守山市・草津市・大津市・愛知郡・犬上郡・蒲生郡竜王町・野洲市・米原市・高島市	33	小島繁郎(3)　小林弘和(3)　堤　吉男(3)　向　春美(2)　中村成実(3)　西村圭司(3)　肥夏広人(3) 二橋省之(3)　堀　英昭(3)　村防勝公(3)　前田範夫(1)　山田隆弘(3)　山田　洋(3)　和田　進(3) 籠谷　昇(1)　渡辺一郎(3)　岩嶋益明(3)　平岩喜剛(1)　清水道治(1)　喜多良道(2)　髙村　潔(3) 田中敏彦(3)　西澤大輔(3)　斉藤香一(1)　森　亘(3)　岡田義晶(2)　黄地常久(3)　加藤勝彦(3) 滝田清一良(3)　外村善一(2)　廣田忠男(3)　西川博章(2)　木村隆司(3)

※信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づき、総代選任規程を一部改定し、総代の就任期間を定め、平成28年7月5日からの就任回数を表示しております。

総代の属性等別構成比

（令和5年6月16日現在）※業種別構成比は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

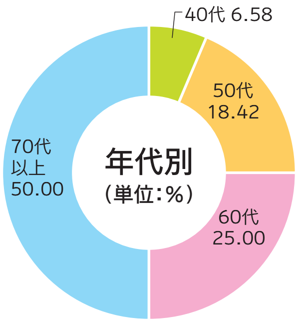

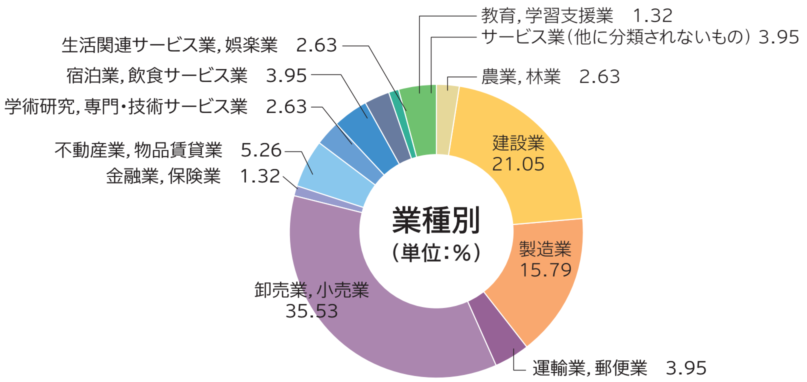

《総代が選任されるまでの手続きについて》

地区を5区の選任区域に分け、各選任区域ごとに総代の定数を定める。

❶ 総代候補者選考委員の選任

- 総代会の決議により、選任区域ごとに会員のうちから選考委員を委嘱
- ↓ 選考委員の氏名を店頭に掲示

❷ 総代候補者の選考

- 選任区域ごとに選考委員が総代候補者を選考 → 理事長に報告
- ↓ 総代候補者の氏名を1週間店頭に掲示 → 右記掲示について京都新聞に公示
- 異議申出期間（公告後2週間以内）

❸ 総代の選任

- ●会員から異議がない場合
または
●選任区域の会員数の1/3未満の会員から異議の申出があった総代候補者 → 理事長は総代に委嘱
- ●選任区域の会員数の1/3以上の会員から異議の申出があった総代候補者
  - 当該総代候補者が選任区域の総代定数の1/2以上 → a. 他の候補者を選考 → 理事長は総代に委嘱
  - 当該総代候補者が選任区域の総代定数の1/2未満 → a.b いずれか選択（a. 他の候補者を選考／b. 欠員（選考を行わない））
- 理事長は総代に委嘱 → 総代の氏名を店頭に1週間掲示

信金中央金庫のネットワークと湖東信用金庫の主要な事業の内容

SCB 信金中央金庫と湖東信用金庫

信金中央金庫のネットワーク

信金中央金庫は、全国の信用金庫を会員とする協同組織形態の金融機関で、信用金庫の中央金融機関として、1950年に設立されました。

信金中央金庫は、「信用金庫の中央金融機関としての役割」と「個別金融機関としての役割」を併せ持つ金融機関として、会員信用金庫と一体となって業務を行っています。

また、2000年に優先出資を東京証券取引所に上場しています。

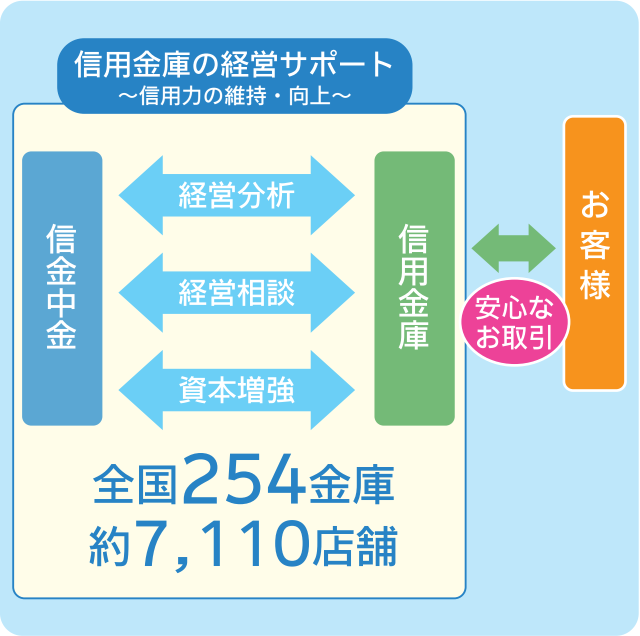

※上記計数は令和5年3月末現在。

信用金庫業界の中央金融機関としての役割

■信用金庫の業務機能の補完
- 各種金融商品の提供
- 信用金庫のネットワークを活用した業務
- 信用金庫の地域金融・中小企業金融等のサポート
- 信用金庫の決済業務のサポート

■信用金庫業界の信用力の維持・向上
- 信用金庫業界内のセーフティネット（経営力強化制度等）の適時・適切な運営

個別金融機関としての役割

■総合的な金融サービスを提供する金融機関
- 金融機関の本来業務（預貸金業務、為替業務、金融債発行業務）
- 金融機関の付随業務（公共債の引受け、私募債の取扱い等）
- 信託業務ならびに子会社を通じた個人ローン保証等の業務および周辺業務（証券、投資運用、M＆A仲介等）

■地域社会に貢献する金融機関
- 地方公共団体、地元企業およびPFI事業等への直接貸出
- 中小企業のライフステージに応じた各種支援
- 商店街・温泉街等の活性化にかかるコンサルティング活動等

■わが国有数の機関投資家
- 約36兆円にのぼる資金量

湖東信用金庫の主要な事業の内容

預金業務	(1)預金積金	当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、納税準備預金等を取り扱っております。
	(2)譲渡性預金	譲渡可能な預金を取り扱っております。
貸出業務	(1)貸付	手形貸付、証書貸付および当座貸越を取り扱っております。
	(2)手形の割引	商業手形の割引を取り扱っております。
	(3)でんさい割引	電子記録債権の割引を取り扱っております。
為替業務	(1)内国為替	振込・代金取立および送金為替等を取り扱っております。
	(2)外国為替	輸出・輸入および外国送金その他外国為替に関する業務を、信金中央金庫を通じてご利用いただけます。
有価証券投資業務	預金の支払準備および資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。	
付帯業務	(1)代理業務	①日本銀行歳入代理店
		②地方公共団体の公金取扱業務
		③信金中央金庫、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫等の代理貸付業務
		④信託契約代理業務
	(2)保護預りおよび貸金庫業務、(3)債務の保証、(4)公共債の引受、(5)両替	
	(6)国債等および投資信託等の窓口販売業務	
	(7)保険商品の窓口販売業務	
		住宅ローンに係る長期火災保険、債務返済支援保険、個人年金保険、一時払終身保険、学資保険、がん・医療保険・介護保険を取り扱っております。
	(8)企業等の合併・買収及び営業譲渡等に関する仲介並びに助言・指導	
	(9)電子債権記録業に係る業務	

商品・サービスのご案内

■主なご預金

預金の種類		特色	お預かり期間	お預かり金額
総合口座		普通預金と定期預金・定期積金・国債がセットになり貯める・受け取る・支払う・借りるの4つの機能を一冊にまとめました。	出し入れ自由	1円以上
普通預金 （無利息型を含みます）		給料・年金・配当金などの自動受取りや各種公共料金·クレジットカードなどの自動支払いなどにご利用いただけます。		
当座預金		手形・小切手がご利用でき、事業の効率的な資金管理に適しています。		
貯蓄預金		普通預金の便利さと定期預金の有利さを備えた預金で金額階層別に金利を適用します。総合口座と一体通帳の貯蓄総合口座もご用意しています。 （注）金利情勢等により適用金利が変動する場合があります。		
ことしん 後見支援預金		後見支援預金は、後見制度による支援を受ける方（ご本人）の財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な金銭とは別に、通常使用しない金銭を別管理できる預金です。	期間の定めはありません。新規預入・追加預入ともに家庭裁判所からの「指示書」によりお預けいただきます。	1円以上
通知預金		まとまった資金の短期運用に便利です。	7日以上	5,000円以上
納税準備預金		納税時に備えてご準備いただく預金で、納税資金としてのお引き出しは非課税です。	ご入金は自由、お引き出しは納税時	1円以上
定期預金	期日指定定期預金	1年ごとの複利計算で、1年の据置期間経過後お引き出しは自由です。	最長3年・据置期間1年	1,000円以上
	スーパー定期	3年以上（個人）は半年複利計算で、300万円以上は金利情勢に応じてさらに有利にご利用いただける場合もあります。	1カ月・3カ月・6カ月 1年・2年・3年・4年・ 5年・期日指定	1,000円以上
	退職金専用定期預金 ゴールデンエイジ	当金庫営業地区内にお住まいで、退職金を直接当金庫へ振込いただいた個人の方がお受取になった退職金の範囲（上限3,000万円）内で、優遇金利にてお預け入れいただけます。	6カ月	100万円以上 3,000万円以内
	ことしん相続 定期預金	相続により受け継がれた資産（個人）について、ご利用いただけます。	1年・3年	100万円以上で相続により取得された金額の範囲内
	縁満	満60歳以上で当金庫に年金の受取予約をしていただける方、受取予約を既にしていただいている方には、優遇金利にてお預け入れいただけます。	1年自動継続式 （金利上乗せは3年目まで）	10万円以上 500万円以内
	変動金利定期預金	半年ごとに市場金利に応じて適用金利が変動します。	1年・2年・3年・ 期日指定	1,000円以上
	大口定期預金	大口の資金運用にご利用いただけます。	1カ月・3カ月・6カ月 1年・2年・3年・4年・ 5年・期日指定	1,000万円以上
	積立定期預金	プランに合わせて自由にお積み立ていただく預金です。	1年以上15年以内	100円以上
財形預金	一般財形預金	お勤め先の給料やボーナスから天引きして積み立てられます。財産づくり、マイホームの資金づくり、個人年金としてお受け取りいただくのにご利用いただけます。財形年金預金と財形住宅預金と合わせて元本550万円まで非課税の特典があります。	3年以上	1回1,000円以上
	財形年金預金		積立期間　5年以上 据置期間6カ月以上 5年以内	
	財形住宅預金		5年以上	
定期積金	スーパー積金	プランに合わせて目的額や積立期間をご自由に選べる定期積金です。	6カ月以上5年以内	毎月 1,000円以上
	ことしん 車検積金	車検費用に備えて積み立てていただく定期積金です。	1年以上3年以内	毎月 5,000円以上
	ことしん ライセンス積金	免許取得費用に備えて積み立ていただく定期積金で契約期間に応じて金庫が指定した自動車教習所の普通自動車教習料金の割引が受けられます。	1年以上5年以内	毎月5,000円以上 （1,000円単位） 契約額30万円以上
	職域アシスト制度 専用「アシスト」	職域アシスト契約を結んでいただいた企業にお勤めの方を対象に金利を上乗せしてご利用いただけます。	2年以上5年以内	契約金額50万円以上 （1,000円単位）
	消費税専用積金	事業を営む皆さまに消費税納付専用にご利用いただける定期積金です。	6ヵ月以上1年以内	毎月 10,000円以上

（注）ご預金の種類によっては、金利を優遇する制度がございます。また商品内容など、詳しくは商品説明書をご覧いただくか、窓口へお気軽にご相談ください。

■事業者さま向けご融資

融資の種類	資金のお使いみち	ご融資金額	ご融資期間
一般のご融資	割引手形…………一般商業手形の割引を致します。 手形貸付…………仕入資金など短期運転資金をご融資致します。 証書貸付…………設備資金など長期の資金需要にお応え致します。 当座貸越…………約定金額まで当座決済資金をご融資致します。	—	—
設備担保信用補完制度「ことしんMEサポート」	法人のお客さまが所有する設備を担保として、信金中金が信用補完（根保証）を行うことにより、事業に必要な資金をご利用いただけます。	1取引先につき 5,000万円以内	5年以内
事業者カードローン	事業に必要な資金をカードによりスピーディーにご利用いただけます。	100万円以上 2,000万円以内	契約期間2年（更新可）
小規模事業者カードローン カードSmile	利用いただける方の条件が広がった、小口で便利な事業者カードローン	50万円以上 500万円以内	契約期間2年（更新可）
地域振興資金	当金庫で初めて融資利用されるお客さまで設備・運転資金にご利用いただけます。	1,000万円以内	証書貸付10年以内 手形貸付1年以内
既存融資取引先スピード対応商品「スピーディー」	当金庫で既に融資利用されているお客さまで設備・運転資金にご利用いただけます。	3,000万円以内	設備資金10年以内 運転資金7年以内 手形貸付1年以内
東近江市中心市街地商業棟空店舗再生支援金	東近江市中心市街地商業棟空店舗再生支援事業に定める補助対象者の条件を満たし、且つ東近江市の認定を受けられた事業所さまにご利用いただけます。	100万円以内	証書貸付5年以内 手形貸付1年以内
公益財団法人東近江三方よし基金連携制度融資「ビーナス」	東近江市内で事業を行うお客様で、公益財団法人東近江三方よし基金が実施する公益性評価認定を受けられた方がご利用いただけます。	500万円以内	証書貸付7年以内（元金据置期間2年以内を含む）
S認証企業様向け融資制度 ソーシャル・グッド融資	S認証で分類する社会課題10項目の解決に取組み、S認証を取得された、社会をより良くするための事業活動を行う皆様を、応援させて頂く融資商品です。	1,000万円以内	証書貸付7年以内（元金据置期間２年以内を含む）
ドクタープラチナム	滋賀県医師協同組合会員向け融資制度 開業及び運転資金、医療に係る設備資金、子弟教育資金等にご利用いただけます。	10万円以上 1億2,000万円以内 ただし、開業1年未満は 10万円以上 8,000万円以内	6カ月以上 20年以内
ドクタープラチナム フリー	滋賀県医師協同組合会員向け融資制度 ご自由にご利用いただけます。（ただし投機性資金は除きます）	1,500万円以内	7年以内
創業・新事業支援資金「スタートライン」	新たに事業を始めるために必要な運転資金・設備資金にご利用いただけます。	1,000万円以内	運転資金7年以内 設備資金10年以内
提携ローン『タッグ』	滋賀県信用保証協会との連携により、事業の発展に必要な資金をご利用いただけます。	—	—

（注）ご融資の種類により担保や保証条件が異なります。また手数料・保証料などの別途費用が必要な商品もございます。各種ご融資の融資条件や商品内容など、詳しくは窓口へお気軽にご相談ください。

■個人さま向けご融資

融資の種類		資金のお使いみち	ご融資金額	ご融資期間	担保
住宅関係のローン	住宅ローン	お住まいの新築・購入資金および増改築資金などにご利用いただけます。	1億円以内	40年以内	不動産（取得物件）
	リフォームプラン	お住まいの増改築、修繕などあらゆるリフォームにご利用いただけます。	1,000万円以内	15年以内	不要
	リフォームプラン・エコ	お住まいに係るエコ関連設備の購入・設置・修繕資金にご利用いただけます。	1,000万円以内	15年以内	不要
	無担保住宅ローン	お住まいの新築・購入資金および増改築資金などにご利用いただけます。	1,500万円以内	20年以内	不要
	長期固定金利型住宅ローン「フラット35」	住宅金融支援機構と提携した最長35年間の長期固定金利型住宅ローンです。	100万円以上 8,000万円以内	35年以内	不動産（取得物件）
目的に応じたローン	カーライフプラン	マイカー購入はもとより修理・車検費用・自動車教習所費用にご利用いただけます。	1,000万円以内	10年以内	不要
	カーライフプラン・エコ	電気自動車（EV）・ハイブリッド車（HV）・プラグインハイブリッド自動車（PHV）などのエコカー購入にご利用いただけます。	1,000万円以内	10年以内	不要
	教育プラン	入学金・授業料など教育に関する資金にご利用いただけます。	1,000万円以内	16年以内	不要
	新教育カードローン	入学金・授業料など教育に関する資金にご利用いただけます。	極度額 50万円～500万円（10万円単位）	契約期間1年（自動更新）最長14年9か月	不要
	福祉プラン	介護用機器の購入や老人ホーム入居一時金などにご利用いただけます。	500万円以内	10年以内	不要
	子育て応援プラン	出産、子育ておよび教育にかかる資金にご利用いただけます。	100万円以内	10年以内	不要
その他のローン	カードローン	一定の範囲内で繰り返し自由にご利用いただけます。	極度額 10万円～300万円（10万円単位）	契約期間3年（自動更新）	不要
	しんきんきゃっする500	一定の範囲内で繰り返し自由にご利用いただけます。	極度額 50万円～500万円（10万円単位）	契約期間3年（自動更新）	不要
	職域サポートローン	職域アシスト契約先にお勤めされている方を対象として、お使い道が明確な資金全般にわたってご利用いただけます。	500万円以内	10年以内	不要
	ことしん職域フリーローン	職域アシスト契約先にお勤めされている方が対象で、お使い道は自由です。借換資金にもご利用いただけます。（投機資金は除く）	500万円以内	10年以内	不要
	職域フリーローン	職域アシスト契約先にお勤めされている方が対象で、お使い道は自由です。借換資金にもご利用いただけます。（事業性資金、投機資金は除く）	10万円以上 1,000万円以内	10年以内	不要
	シニアライフローン	健康で文化的な生活を営むための資金として60歳以上で公的年金受給者を対象に、リフォームやマイカー購入、旅行費用などにご利用いただけます。	100万円以内	10年以内	不要
	プレミアム	ご自由です。借換資金にもご利用いただけます。（事業性資金、投機資金は除く）	10万円以上 800万円以内	10年以内	不要
	しんきんフリーローン	ご自由です。事業性資金や借換資金にもご利用いただけます。（投機資金は除く）	500万円以内	10年以内	不要

■その他の業務

種　類	内　容
損害保険窓口販売	住宅火災保険、債務返済支援保険、標準傷害保険・業務災害補償保険の販売をしております。
生命保険窓口販売	個人年金保険、終身保険、学資保険、がん保険、医療保険の販売をしております。
投資信託窓口販売	国内外の株式や債券、不動産投資信託に投資する42種類のファンドの販売をしております。 価格変動のあるリスク商品であり高い収益の可能性がある一方、元本割れの危険性もあります。
国債窓口販売	新型窓口販売方式による利付国債（2年、5年、10年）、個人向け国債（固定3年、固定5年、変動10年）の販売をしております。
信託契約代理業務	信託とは自分の大切な財産を、信頼できる人に託し、自分が決めた目的に沿って大切な人や自分のために運用・管理・継承してもらう制度です。当金庫は、地域のニーズに応えるべく信金中央金庫の代理業務として信託商品（相続信託、暦年信託）を取扱っています。

■主なサービス

種　類	内　容
デビットカードサービス	キャッシュカードでショッピング代金のお支払いができるサービスです。全国のデビットカード加盟店でご利用いただけます。
代金回収サービス（しんきん自動集金ｻｰﾋﾞｽ）	お客さまに代わって売掛金等の集金を集金先の取引金融機関から預金口座振替によって回収するサービスです。
自動振込サービス	月々一定の金額をお客さまの口座から引き出し、あらかじめご指定いただいた口座に自動振込いたします。学費、家賃、仕送り、各種会費の振込などに便利です。
署名判印刷サービス	手形・小切手帳を発行する際に、あらかじめお届けいただいた署名判を振出欄に印刷してお渡しいたします。
キャッシュカード	当金庫本支店および店舗外CD・ATMコーナーをはじめ全国の信用金庫やMICS提携金融機関およびゆうちょ銀行のキャッシュコーナーから、ご利用いただけます。また「しんきんATMゼロネットサービス」により全国の信用金庫でのご利用手数料が無料です。（本サービスの対象とならないしんきんATMが一部ございます。）個人のお客さま向けに生体認証可能なICカードを発行しております。
クレジットカード	近畿しんきんカード（VISA・JCB）等クレジットカードを取扱っております。
夜間金庫	売上代金などを当金庫の営業時間終了後でも安全・確実にお預かりし、翌営業日にお客さまの預金口座へ入金します。
貸金庫	貴金属・有価証券・預金証書・権利証などの貴重品を安全・確実に保管します。 ご利用日時等の詳細については、46ページの「貸金庫」をご覧ください。
年金相談	当金庫本支店で社会保険労務士や年金相談員によるお客さまの年金に関するあらゆる相談を随時開催しています。
情報提供サービス	お客さまのお役に立つ経営等の情報「ビジネスレポート」を提供しています。 また、当金庫の商品案内などをホームページで提供しています。
テレホンバンキング	お電話にて残高・入出金の照会、お振込みがご利用いただけます。
ファームバンキング	パソコン等を通じてお取引照会、給与振込、総合振込、口座振替などがご利用いただけます。
個人インターネットバンキング	パソコンやスマートフォンのインターネットを通じて口座の残高、取引の明細照会やお振込みなどにご利用いただけます。（個人さま用）
法人インターネットバンキング	パソコンからインターネットを通じて入出金・残高照会、資金移動、総合振込、給与振込、口座振替などがご利用いただけます。（法人・事業者さま用）
しんきん電子マネーチャージサービス	スマートフォン等からの操作により、預金口座から資金を出金し携帯電話等に電子マネー（楽天Edy、PayPay、メルペイ）をチャージ（入金）することができます。
点字印字代行サービス	お客さまの申し出により普通預金明細、定期預金満期案内の点字印刷を行うサービスです。
ネット口座振替受付サービス	パソコンやスマートフォンのインターネットを通じて、普通預金からの各種口座引落し、口座振替をお申込みいただけます。（個人さまに限ります）
しんきんコンビニ収納サービス	販売代金等を全国のコンビニ店舗で料金収納を行い、収納した資金の入金および料金収納情報をご提供するサービスです。
ことしんでんさいサービス	電子記録債権法に基づき、でんさいネットを利用して提供する決済サービスです。

■主なサークル活動

サークル名	内　容
ことしんげんき倶楽部	当金庫に年金自動受取契約をしていただいている方を対象に、お誕生日プレゼント、観劇等旅行の催し、貯蓄預金に金利上乗せサービス、旅行割引サービス、ご来店年金スタンプラリー、日帰り温泉の入浴割引特典、セコムみまもりホン・ALSOKみまもりサポート割引サービスなどを行っております。また標準傷害保険「シニアサポーター」にもご加入いただけます。
経済クラブ	事業を営む方を対象に会員相互の親睦を図る目的で、講演会、経済視察旅行、交流会などを行っております。 ※本店営業部・能登川支店・永源寺支店・緑町支店・蒲生支店・五個荘支店・湖東支店で運営しております。

■商品のご利用にあたってご留意していただく事項

当金庫ではお客さまのニーズにあった商品を取り揃えております。変動金利商品のようにお客さまの予測に反して金利が下がってしまう商品や、保証会社の保証付き融資について融資利息のほかに保証料が必要な商品がございます。また投資信託や個人年金保険のように価格変動のあるリスク商品では元本割れの危険性もございます。各種の商品内容など詳しくは「商品説明書」をご覧いただくか、窓口へお気軽にご相談いただき、無理のない計画的なご利用をお勧めいたします。

手数料のご案内

令和5年7月現在（消費税込みの金額です）

■振込手数料

窓口ご利用（※1）	当金庫宛（同一店、本支店）	3万円未満	1件	220円
		3万円以上	1件	440円
	他行宛	3万円未満	1件	605円
		3万円以上	1件	770円
ATMご利用（※2）現金扱い	当金庫宛（同一店、本支店）			無料
	他行宛	3万円未満	1件	440円
		3万円以上	1件	660円
ATMご利用（※2）キャッシュカードご利用の場合	当金庫宛（同一店、本支店）			無料
	他行宛	3万円未満	1件	330円
		3万円以上	1件	550円
ホームバンキング ファームバンキング 個人インターネットバンキング 法人インターネットバンキング （ライトプラン除く）（※3）	当金庫宛（同一店、本支店）			無料
	他行宛	3万円未満	1件	330円
		3万円以上	1件	550円
法人インターネットバンキング ライトプラン	同一店舗内	3万円未満		無料
		3万円以上		
	当金庫本支店	3万円未満		110円
		3万円以上		330円
	他金融機関	3万円未満		550円
		3万円以上		770円

※1 滋賀県外の公金収納は、窓口扱い振込に準じます。
※2 ATMでの時間外による振込は、ATMの時間外手数料が別途必要となります。
※3 テレホンバンキング振込はATM（キャッシュカードご利用の場合）での振込と同じ手数料となります。

■ATM利用手数料（各金融機関及び各ATMにより稼働時間が異なります。）

利用時間		当金庫カード		他信用金庫カード（※4）	ゆうちょカード	滋賀銀行カード（※5）	滋賀県信用組合・滋賀県民信用組合カード（※5）	他金融機関カード	第2地方銀行・信用組合・労働金庫	現金
		出金・振込	入金	出金•振込•入金	出金・入金	出金・振込	出金•振込•入金	出金・振込	入金	振込
平　日	稼働開始~8:45	110円	無料	110円	220円	110円	110円	220円	220円	110円
	8:45~18:00	無料		無料	110円	無料	無料	110円	110円	無料
	18:00以降	110円		110円	220円	110円	110円	220円	220円	110円
土曜日	稼働開始~8:45	110円	無料	110円	220円	110円	110円	220円	220円	110円
	8:45~9:00	無料		無料						無料
	9:00~14:00				110円					
	14:00以降	110円		110円	220円					110円
日曜・祝日	全時間帯	110円	無料	110円	220円	110円	110円	220円	220円	110円

※4「しんきんゼロネットサービス」提携信用金庫カードをご利用の場合の手数料となります。※5「滋賀どこでもATMネット」サービスに準じたものです。
※　お振込の場合、別途振込手数料が必要となります。土曜日と祝日が重なる場合は祝日の手数料となります。

■当座関連手数料

手形・小切手帳等	枚数	
小切手帳	1冊　50枚綴り	1,100円
約束手形帳	1冊　25枚綴り	1,100円
為替手形帳	1冊　25枚綴り	1,100円
マル専手形用紙	1枚	550円
マル専事務取扱手数料	割賦販売通知書１枚につき	3,300円
署名判登録・変更手数料	初回・変更とも	5,500円

■代金取立関連手数料

代金取立手数料	当金庫本支店宛			無料
	他行宛	滋賀県内	1件	電子交換 440円
		滋賀県外	1件	
		至急扱	1件	
取立手形組戻手数料			1件	1,100円
取立手形店頭呈示料			1件	660円
不渡手形返却料			1件	1,100円
郵送対応が必要な個別取立手数料			1件	1,100円

■融資関係手数料

融資関係証明書類発行手数料（再発行を含む）			1件	3,300円
不動産担保調査手数料	（根）抵当権設定金額、1件につき	3,000万円未満		33,000円
		3,000万円以上		55,000円
		追加設定		33,000円
アパートマンションローン取扱手数料	融資金額	5,000万円未満		55,000円
		5,000万円以上		110,000円
太陽光発電事業資金取扱手数料		融資金額の0.33%（千円未満切捨て）		
事業性ローン（固定金利） 繰上償還手数料（一部・全額とも）（※6）	繰上償還額	1,000万円未満(※8)		55,000円
		1,000万円以上　5,000万円未満		77,000円
		5,000万円以上		110,000円
固定金利特約手数料			1件	33,000円
条件変更手数料（※8）			1件	11,000円
根抵当権（一部）抹消手数料　ただし、不動産業の商品物件を除く			1件	3,300円
（根）抵当権変更手数料			1件	3,300円
住宅ローン事務取扱手数料	無担保住宅ローン		1件	22,000円
	(一社)しんきん保証基金・全国保証㈱　(※7)		1件	55,000円
	住宅融資		1件	110,000円
住宅ローン繰上償還手数料（住宅融資を含む） (一部・全額とも)	繰上償還額	500万円未満(※8)		22,000円
		500万円以上　1,000万円未満		33,000円
		1,000万円以上		44,000円
個人ローン繰上償還手数料（一部・全額とも）（※8）				1,100円

※6 ご融資日によって手数料が異なる場合がありますので、お取引店へお問い合わせ下さい。
※7 全国保証㈱については、同社への手数料55,000円が別途必要となります。
※8 条件変更手数料・繰上償還手数料が利息制限法に抵触する場合はこの限りではありません。

■証明書関係手数料（※9）

証明書種類	部数	私製用紙	制定用紙
残高証明書(資金残高証明含)（※10)	1通	2,200円	1,100円
取引証明書	1通		1,100円
出資配当金支払証明書	1通		1,100円
支払利息証明書	1通		1,100円

※9　各種証明書の手数料は当金庫制定用紙と私製用紙とで異なります。
※10 令和５年４月１日以降実行の住宅ローンに対する「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」については無料です。ただし、再発行手数料は1,100円となります。

■貸金庫・夜間預金金庫・国債関係手数料

貸金庫手数料（手動）		年間	5,280円
貸金庫手数料（全自動） 本店営業部（Sタイプ、Mタイプのみ）、 能登川支店	S	年間	13,200円
	M	年間	23,760円
	L	年間	30,360円
貸金庫手数料（全自動） 近江八幡支店	S	年間	14,520円
	M	年間	25,080円
	L	年間	33,000円
夜間預金金庫使用手数料		年間	39,600円
夜間預金金庫入金帳		1冊	3,300円
保護預り手数料		年間	無料

■EB関係手数料

ホームバンキング契約手数料		月額	1,100円
ファームバンキング契約手数料		月額	2,200円
アンサー利用手数料		月額	550円
テレホンバンキングサービス利用料		月額	55円
個人インターネットバンキング利用手数料			無料
法人インターネットバンキング 利用手数料	基本サービス	月額	1,100円
	ファイル伝送	月額	2,200円
	ライトプラン	月額	無料
ワンタイムパスワード　追加・再発行手数料		1個	880円
お客さまカード　再発行手数料	基本サービス		無料
	ファイル伝送		無料
	ライトプラン		550円

■でんさいサービス利用料金

基本料金

サービス内容	法人IBの利用区分	基本料金（月額）
受取・譲渡・割引の利用 （債権者利用）	法人IBの利用なし	無料
	法人IBの利用あり	無料
受取・譲渡・割引・発生 記録の利用（債務者利用）	法人IBの利用なし	1,100円
	法人IBの利用あり	無料

従量料金　（各記録請求等1件あたり）

取引種別	当金庫宛て	他金融機関宛て
発生記録請求	330円	550円
譲渡記録	330円	550円
分割譲渡記録	330円	550円
開示（※11）		無料
変更記録（※12）		330円
支払等記録（※13）		330円
入金手数料	220円	

窓口等への書面によるご依頼につきましては、上記手数料に加え別途代行手数料1,100円をいただきます。

その他の利用料金

全部開示		550円
特例開示		3,300円
残高証明書発行（都度発行）		4,400円
残高証明書発行（定例発行）		2,200円
支払不能情報照会		3,300円
貸倒引当金組入事由に係る証明書発行		1,650円
中小企業倒産防止共済 制度に係る証明書発行	取引停止処分の証明書	1,650円
	災害による支払不能分処分の証明書	1,650円
特定記録機関変更記録		4,400円

※11 全部開示をご請求される場合は書面のみの取扱となります。
※12 次の変更記録等は対象外となり手数料は発生いたしません。
- 利用者属性情報
- 電子記録の日から起算して5営業日以内に行なわれる電子記録権利者による単独削除
- 予約の取消（予約の取消は変更記録として手数料は発生しませんが、例えば発生記録等の予約をしている場合、発生記録としての手数料は発生いたします。）

※13「口座送金決済に伴う支払等記録」「強制執行等の記録後の書面による支払等記録」は対象外となり手数料は発生いたしません。

■株式（出資）払込取扱手数料

払込金額	手数料
5,000万円未満	1,000分の2.5×1.10円
5,000万円以上1億円未満	1,000分の2.0×1.10円
1億円以上	1,000分の1.5×1.10円

■両替手数料

窓口での硬貨・紙幣への両替（※14※15）	手数料	両替機での硬貨（棒金）・紙幣への両替（※16）	手数料
1枚以上～50枚まで	無料	1枚以上～49枚まで （紙幣から紙幣へ）	無料
51枚以上～500枚まで	550円	50枚以上～500枚まで	400円
501枚以上～1,000枚まで	1,100円	501枚以上～1,000枚まで	600円
1,001枚以上は500枚毎に550円加算されます。			

■硬貨入金手数料（※15）

1枚以上～100枚まで	無料
101枚以上～500枚まで	550円
501枚以上～1,000枚まで	1,100円
1,001枚以上は500枚毎に550円加算されます。	

■金種指定出金手数料（1万円札を除く）（※15）

1枚以上～50枚まで	無料
51枚以上～500枚まで	550円
501枚以上～1,000枚まで	1,100円
1,001枚以上は500枚毎に550円加算されます。	

※14「お持ち帰り枚数」または「ご持参枚数」のうち多い方を基準とします。記念硬貨への両替は無料とさせていただきます。
※15 同日に2件以上の両替・入金・出金をご依頼される場合は、合計枚数での手数料となります。
※16 紙幣からバラ硬貨への取扱いはできません。

■再発行関係手数料

各種預金証書	1件	1,100円
各種預金通帳	1件	1,100円
ICキャッシュカード	1件	1,100円
ICローンカード	1件	1,100円
不動産担保抹消書類	登記番号1件	3,300円
貸金庫カード再発行手数料	1件	1,100円
ロビー入金機利用カード再発行手数料	1件	1,100円
その他再発行手数料	1件	1,100円

■取引履歴検索システム利用料金

出力帳票（お客様よりの依頼）	1ヶ月毎	220円

■個人情報開示手数料

預金残高・融資残高	特定日毎1通	550円
取引履歴	1ヶ月毎	220円
取引口座明細	1口座1通	550円
取引基本情報	1通	550円
上記以外の情報	1通	2,200円

各種情報開示毎に上限金額を2,200円としております。

■その他手数料

自己宛小切手発行手数料			1枚	550円
自動送金サービス（振込手数料別途要）			1ヶ月毎	55円
自動送金 サービス振込 手数料	当金庫 本支店宛	3万円未満	1件	220円
		3万円以上	1件	440円
	他行宛	3万円未満	1件	495円
		3万円以上	1件	660円
振込の組戻料			1件	660円
給与振込手数料（他行宛）			1件	110円
総合振込・給与振込・ 口座振替受付手数料	制定用紙・私製用紙		1件	3,300円
	記録媒体 （FD・USBメモリー等）		1件	2,200円
振込依頼書（二連式）作成手数料 （作成枚数は10枚単位）			10枚	33円
破産管財人口座開設手数料			1件	16,500円

◆上記以外の手数料は窓口にてお尋ね下さい。

財務諸表

■貸借対照表

資産の部

科目	令和4年3月期	令和5年3月期
現金	3,472,869	3,821,457
① 預け金	58,075,008	48,541,338
買入金銭債権	748,669	711,373
金銭の信託	1,397,817	358,541
有価証券	77,818,926	76,943,989
国債	5,869,810	6,365,737
地方債	4,805,502	6,934,370
社債	26,595,445	27,647,989
株式	23,286	22,464
その他の証券	40,524,882	35,973,427
貸出金	95,270,697	93,435,261
割引手形	182,357	190,680
手形貸付	7,426,270	7,851,772
証書貸付	85,625,461	83,386,786
当座貸越	2,036,608	2,006,023
その他資産	1,280,316	1,274,708
② 未決済為替貸	38,579	48,842
信金中金出資金	909,900	909,900
③ 未収収益	208,589	239,068
その他の資産	123,247	76,897
有形固定資産	3,908,798	3,817,372
建物	2,074,187	2,007,719
土地	1,589,944	1,589,944
リース資産	8,177	4,088
建設仮勘定	―	―
その他の有形固定資産	236,488	215,620
無形固定資産	57,940	47,458
ソフトウェア	49,433	39,008
その他の無形固定資産	8,507	8,449
前払年金費用	―	22,817
④ 繰延税金資産	175,987	170,658
⑤ 債務保証見返	302,449	341,448
⑥ 貸倒引当金	△ 982,984	△ 847,571
(うち個別貸倒引当金)	△ 797,980	△ 716,741
資産の部合計	241,526,498	228,638,854

負債及び純資産の部　（単位：千円）

科目	令和4年3月期	令和5年3月期
預金積金	216,548,872	217,259,166
当座預金	3,746,310	4,325,836
普通預金	85,470,863	89,335,299
貯蓄預金	2,708,596	2,900,141
通知預金	218,127	15,927
定期預金	117,129,661	113,807,159
定期積金	6,258,016	5,972,095
その他の預金	1,017,296	902,705
借用金	13,189,857	1,461,908
借入金	13,189,857	1,461,908
その他負債	547,306	571,964
⑦ 未決済為替借	42,006	101,334
未払費用	98,867	52,648
⑧ 給付補填備金	1,748	1,428
⑨ 未払法人税等	2,113	22,537
前受収益	92,608	95,479
払戻未済金	6,651	6,960
払戻未済持分	120	30
職員預り金	183,969	173,662
リース債務	8,177	4,088
資産除去債務	63,721	65,180
その他の負債	47,322	48,614
賞与引当金	101,742	104,731
⑩ 退職給付引当金	22,937	―
役員退職慰労引当金	138,886	164,718
偶発損失引当金	56,631	54,436
繰延税金負債	―	―
⑪ 債務保証	302,449	341,448
負債の部合計	230,908,683	219,958,374
出資金	610,939	649,968
普通出資金	610,939	649,968
⑫ 利益剰余金	10,747,452	10,975,518
利益準備金	617,735	610,939
その他利益剰余金	10,129,717	10,364,579
特別積立金	8,931,000	9,031,000
⑬ 当期未処分剰余金	1,198,717	1,333,579
処分未済持分	△ 1,294	―
会員勘定合計	11,357,096	11,625,487
⑭ その他有価証券評価差額金	△ 739,282	△ 2,945,007
評価・換算差額等合計	△ 739,282	△ 2,945,007
純資産の部合計	10,617,814	8,680,480
負債及び純資産の部合計	241,526,498	228,638,854

①預け金
当金庫が他の金融機関に預け入れている預金で、信金中央金庫を主な預け先としています。

②未決済為替貸
他の金融機関からの振込みなどをお客さまの口座へ振り替えたときなどに、相手金融機関から受取るまでの間、一時的に立替え払いする科目です。

③未収収益
決算により計上した、貸出金や有価証券などの未収利息などを計上する科目です。

④繰延税金資産
金融機関が不良債権の処理に伴って支払った税金が将来還付されることを想定して、自己資本に算入する帳簿上の資産。会計上の費用（または収益）と税法上の損金（または益金）の認識時期の違いによる「一時差異等」を税効果会計によって調整することで生じる科目です。

⑤債務保証見返
お取引先の債務を保証した場合などに、その取引先に対する求償権をあらわしたものです。負債の債務保証と同額です。

⑥貸倒引当金
貸出金などに対して将来見込まれる貸倒損失などに備え、あらかじめ積立てたものです。

⑦未決済為替借
お客さまから振り込み依頼を受けた時などに、相手金融機関に支払うまでの間、一時的にお預かりしている科目です。

⑧給付補填備金
定期積金の期末までに発生した給付補てん金の所要額（未払利息相当額）を留保しているものです。預金の未払利息に相当します。

⑨未払法人税等
期末において計算した当期の法人税・住民税・事業税を、納付するまでの間留保しておく科目です。

⑩退職給付引当金
職員の将来の退職金の支払いに備え、外部の会社などに積み立てているもの以外に別途積み立てている科目です。

⑪債務保証
お取引先の債務の保証や、信金中央金庫などの代理貸付に伴なって行われる保証など、当金庫が債務者に対して負っている保証債務です。

⑫利益剰余金
毎期の利益の積立金です。

⑬当期未処分剰余金
総代会で剰余金の処分が決定するまでの間、「当期純利益」と「繰越金」などを合算して表示する科目です。

⑭その他有価証券評価差額金
有価証券のうち「その他有価証券」の評価差額金です。

■損益計算書

（単位：千円）

科　目	自令和3年4月1日～ 至令和4年3月31日	自令和4年4月1日～ 至令和5年3月31日
経常収益	2,680,691	2,504,593
⑮資金運用収益	2,305,055	2,028,956
貸出金利息	1,387,660	1,368,951
預け金利息	57,205	91,569
有価証券利息配当金	832,087	540,578
その他の受入利息	28,101	27,856
⑯役務取引等収益	269,677	258,442
受入為替手数料	94,333	85,755
その他の役務収益	175,343	172,687
その他業務収益	50,454	85,742
外国為替売買益	668	—
国債等債券売却益	33,910	64,486
その他の業務収益	15,876	21,255
その他経常収益	55,504	131,451
貸倒引当金戻入益	—	104,905
⑰償却債権取立益	17,815	24,304
株式等売却益	32,953	—
金銭の信託運用益	—	—
その他の経常収益	4,734	2,241
経常費用	2,448,719	2,200,414
⑱資金調達費用	47,749	38,518
預金利息	39,109	30,471
給付補填備金繰入額	1,147	898
借用金利息	6,582	6,232
その他の支払利息	909	915
役務取引等費用	169,039	166,032
支払為替手数料	28,272	23,416
その他の役務費用	140,767	142,615
その他業務費用	37,261	1,533
外国為替売買損	—	—
国債等債券売却損	36,500	—
国債等債券償却	—	—
その他の業務費用	761	1,533
経費	1,959,389	1,922,824
人件費	1,194,318	1,193,704
物件費	680,994	645,122
税金	84,076	83,996
その他経常費用	235,279	71,506
貸倒引当金繰入額	91,344	—
⑲貸出金償却	24,399	39,442
株式等売却損	48	—
株式等償却	—	—
金銭の信託運用損	81,348	9,275
その他資産償却	—	—
その他の経常費用	38,137	22,787
経常利益	231,972	304,178

（単位：千円）

科　目	自令和3年4月1日～ 至令和4年3月31日	自令和4年4月1日～ 至令和5年3月31日
特別利益	5,642	—
固定資産処分益	5,642	—
その他の特別利益	—	—
特別損失	22,531	0
固定資産処分損	22,531	0
減損損失	—	—
その他の特別損失	—	—
税引前当期純利益	215,083	304,178
法人税、住民税及び事業税	1,216	58,642
⑳法人税等調整額	66,631	5,329
法人税等合計	67,847	63,971
当期純利益	147,235	240,206
繰越金（当期首残高）	1,051,481	1,093,373
当期未処分剰余金	1,198,717	1,333,579

［注記］
1.記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2.出資1口当たり当期純利益金額は191円61銭であります。

■剰余金処分計算書

（単位：千円）

科　目	令和4年3月期	令和5年3月期
当期未処分剰余金	1,198,717	1,333,579
繰越金（当期首残高）	1,051,481	1,093,373
当期純利益	147,235	240,206
利益準備金限度超過取崩額	6,796	—
剰余金処分額	112,140	251,500
利益準備金	—	39,029
出資に対する配当金	12,140	12,470
特別積立金	100,000	200,000
繰越金（当期末残高）	1,093,373	1,082,079

■会計監査人による監査

令和3年度および令和4年度の貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算案については、信用金庫法第38条の2第3項の規定にもとづき、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

本ディスクロジャー誌の財務諸表は、上記計算書類にもとづき、記載内容を一部追加・変更して作成しております。

■代表者の確認

令和3年度および令和4年度における貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）の適正性、および財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

令和5年６月16日

湖東信用金庫
理事長　矢島　之貴

⑮資金運用収益
貸出金や有価証券の利息など、資金を運用して得た利息収益です。金融機関の収益のなかで最大のものです。

⑯役務取引等収益
振込手数料や公共債・投資信託の窓販に伴う手数料など、お客さまにサービスを提供することなどにより受け入れた収益です。

⑰償却債権取立益
貸倒れとして既に償却した貸出金などを回収したものです。

⑱資金調達費用
資金を調達するために支払った費用です。お客さまに対して支払った預金利息が大部分を占めます。

⑲貸出金償却
回収見込みのない貸出金などを貸倒れ処理したものです。貸出金を直接減価するため、「直接償却」と呼ばれています。

⑳法人税等調整額
税効果会計の適用により、当期に発生した税金の調整額です。繰延税金資産（その他有価証券の評価差額に係るものを除く）の前期と当期との差額にあたります。

［注　記］

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については、原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
   なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
4. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
   建　物　　20年～50年
   その他　　3年～20年
5. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
6. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
7. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
   破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しております。
   上記以外の貸出条件に問題がある債務者、履行条件に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者（以下、「要注意先」という）のうち、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者に対する債権については、今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、要注意先及び業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者に対する債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。これらの予想損失額は3年間又は1年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の長期的な視点も踏まえた過去の平均値に、将来の見込等を勘案して損失率を求め、算定しております。
   すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施して当該部署から独立した監査部資産査定課が査定結果を監査しております。
   なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は664百万円であります。
9. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
10. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号）に定める簡便法（直近の年金財政計算上の数理債務を退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しております。
11. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
12. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
13. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次の通りです。
    貸倒引当金　　　847百万円
    貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として、8.に記載しております。
    主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。また、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大に伴う影響について、落ち着きを見せた国内の感染状況等を踏まえ、経済への影響は今後緩やかに回復していくものの、貸出先の財務面への影響は一定期間継続すると想定しております。当該想定に基づき、特に当金庫の貸出金等の信用リスクに一定の影響があるとの仮定を置いております。
    なお、個別貸出先の債務者区分の判定に用いた仮定や、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大の状況や貸出先の信用リスクへの影響に関する仮定は不確実であり、これらが変化した場合には、翌事業年度の貸倒引当金は増減する可能性があります。
14. 有形固定資産の減価償却累計額2,646百万円
15. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部または一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借または賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	544百万円
危険債権額	4,020百万円
三月以上延滞債権額	104百万円
貸出条件緩和債権額	80百万円
合計額	4,750百万円

    破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
    危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当等しないものであります。
    三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅滞している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
    貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債権者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
    なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
16. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号）に基づいて参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の事業年度末残高の総額は225百万円であります。
17. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は190百万円であります。
18. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	13,135百万円
預け金	2,000百万円
担保資産に対応する債務	
預金	23百万円
借用金	1,319百万円

    上記のほか、為替決済取引の担保として預け金5,000百万円を差し入れております。また、その他の資産には、保証金5百万円が含まれております。
19. 出資1口当たりの純資産額は6,677円61銭であります。
20. 金融商品の状況に関する事項は次のとおりであります。
    （1）金融商品に対する取組方針
    　当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。
    　このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理をしております。
    （2）金融商品の内容及びそのリスク
    　当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
    　また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式等であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
    　これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
    　一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されており、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
    （3）金融商品に係るリスク管理体制
    ①信用リスクの管理
    　当金庫は、リスク管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。
    　これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣等によるリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。
    　有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経理部において、格付情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

（ⅰ）金利リスクの管理

当金庫は、VaRによって金利の変動リスクを管理しております。

市場リスクに関する規程及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定されたリスク管理に関する方針に基づき、リスク管理委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでリスク管理委員会に報告しております。

（ⅱ）価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、リスク管理方針に基づき、理事会等の監督の下、余資運用規程等に従い行われております。このうち、経理部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、保有限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

保有している株式の多くは、純投資目的で保有しているものであり、市場環境や株価状況などをモニタリングしています。これらの情報は総合企画部を通じ、リスク管理委員会において定期的に報告されております。

（ⅲ）市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、有価証券、貸出金、預け金、預金積金、借用金の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫全体の市場リスク量として使用しているVaRの算定にあたっては、分散共分散法（保有期間120日、信頼区間99%、観測期間5年）を採用しています。

令和5年3月31日現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で2,973万円です。

なお、当金庫では、モデルが算出するVaRと実際の金利変動や価格変動によって算出される経済的価値の下落を比較するバックテスティングを実施しております。令和4年度に関しては、損失がVaR値を超過するケースがありました。そのため、当金庫においては、VaR値を保守的に補正する対応を行う予定であります。

上記の通り、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、資金繰り管理や流動性リスク管理を通して、適時に資金管理を行い資金ギャップの把握等の調整などを行うことによって、流動性リスクを管理しております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

21．金融商品の時価等に関する事項は次のとおりであります。

令和5年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注１）参照）。なお、市場価格の無い株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注２）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
(1)預け金	48,541	49,360	819
(2)有価証券	76,936	76,753	△182
満期保有目的の債券	4,577	4,394	△182
その他有価証券	72,358	72,358	―
(3)貸出金（＊1）	93,435		
貸倒引当金（＊2）	△847		
	92,587	91,883	△704
金融資産計	218,065	217,997	△67
(1)預金積金	217,259	217,246	△13
(2)借用金	1,461	1,485	23
金融負債計	218,721	218,731	10

（＊1）貸出金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

（＊2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（＊3）その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年６月17日）第24-3項及び第27-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれています。

（注１）金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

金融資産

（1）預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

（2）有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については22.から24.に記載しております。

（3）貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）としております。

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額としております。

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を新規実行レートで割り引いた価額としております。

金融負債

（1）預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金のうち固定金利によるものの時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。定期預金のうち変動金利によるものは、短期で市場金利を反映し、また当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

（2）借用金

借用金は、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いた現在価値を算定しております。

（注２）市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区　分	貸借対照表計上額
非上場株式	7
信金中金出資金（＊）	909
その他出資金	2

（＊）非上場株式等については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき時価開示の対象とはしておりません。

（注３）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預　け　金	19,800	9,000	2,000	3,800
有　価　証　券	3,813	29,834	18,354	22,032
満期保有目的の債券	100	400	2,674	1,403
その他有価証券のうち満期があるもの	3,713	29,434	15,680	20,629
貸 出 金（＊）	18,156	29,634	21,549	21,328
合　　計	41,770	68,469	41,904	47,161

（＊）貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

（注４）借用金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金（＊）	78,360	40,087	8	982
借　用　金	879	203	150	227
合　　計	79,240	40,290	159	1,210

（＊）預金積金のうち、期間の定めがないものは含めておりません。

22．有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

満期保有目的の債券　（単位：百万円）

	種　類	貸借対照表計上額	時　価	差　額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国　　債	203	213	10
	地 方 債	41	41	0
	社　　債	―	―	―
	そ の 他	100	100	0
	小　　計	344	355	10

時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国　債	―	―	―
	地 方 債	1,433	1,411	△ 21
	社　債	―	―	―
	そ の 他	2,800	2,627	△ 172
	小　計	4,233	4,038	△ 194
合　計		4,577	4,393	△ 183

その他有価証券　（単位：百万円）

	種　類		貸借対照表計上額	取得原価	差　額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株　式		5	4	0
	債　券		10,063	9,993	70
		国　債	―	―	―
		地 方 債	1,057	1,049	8
		社　債	9,005	8,943	62
	そ の 他		6,403	6,157	245
		投資信託	2,608	2,440	168
		外国証券	3,787	3,713	73
		その他証券	7	3	3
	小　計		16,472	16,155	316
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株　式		9	10	△ 1
	債　券		29,207	30,241	△ 1,034
		国　債	6,162	6,611	△ 448
		地 方 債	4,402	4,486	△ 84
		社　債	18,642	19,144	△ 501
	そ の 他		26,670	28,895	△ 2,225
		投資信託	5,303	6,225	△ 921
		外国証券	21,366	22,670	△ 1,304
	小　計		55,886	59,148	△ 3,261
合　計			72,358	75,303	△ 2,945

（注）非上場株式等のうち市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるもの（貸借対照表計上額7百万円）については、上表の「その他有価証券」に含めておりません。

23. 当事業年度中に売却したその他有価証券　（単位：百万円）

		売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株　式		―	―	―
債　券		892	3	―
	国　債	691	2	―
	地 方 債	―	―	―
	社　債	201	1	―
そ の 他		3,602	158	357
合　計		4,494	162	357

24. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額はありません。

25. 運用目的の金銭の信託（百万円）

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	358	7

26. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は7,772百万円であります。このうち契約残存期間が１年以内のものが4,365百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

27. 退職給付に関する事項

（1）採用している退職給付制度の概要

当金庫は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度を設けております。

このほか、当金庫は複数事業主（信用金庫等）により設立された全国信用金庫厚生年金基金に加入しております。

（2）確定給付企業年金制度について

①退職給付債務に関する事項

退職給付債務	762百万円
年金資産残高	784
前払年金費用	▲22

（注）簡便法により計算しております。

②退職給付費用　51百万円

（3）全国信用金庫厚生年金基金への加入部分について

当金庫は全国信用金庫厚生年金基金に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

①制度全体の積立状況に関する事項（令和4年3月31日現在）

年金資産の額	1,740,569百万円
年金財政計算上の数理債務の額	1,807,426百万円
差引額	△66,857百万円

②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和4年3月31日現在）

0.1546%

③補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高162,618百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等定率償却です。当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金28百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

28. 税効果会計に関する事項は、次のとおりであります。

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	378百万円
賞与引当金	28
固定資産減価償却損金算入限度超過額	2
固定資産減損損失	23
未払事業税	3
資産除去債務	17
その他	91
繰延税金資産小計	546
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△362
評価性引当額小計	△362
繰延税金資産合計	183
繰延税金負債	
有形固定資産（除去費用）	7
前払年金費用	6
繰延税金負債合計	13
繰延税金資産の純額	170百万円

29. 「企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用方針」（令和3年6月17日）以下、「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項及に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用方針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。なお、これにより計算書類に与える影響はありません。

最近５年間の主要な経営指標の推移

（単位：利益は千円、残高は百万円）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利益	経常収益	2,602,702	2,602,161	2,808,099	2,680,691	2,504,593
	業務純益	151,383	573,248	387,732	425,510	272,722
	経常利益	147,115	129,461	300,285	231,972	304,178
	当期純利益	143,037	175,866	218,406	147,235	240,206
残高	純資産額	11,133	10,919	11,469	10,617	8,680
	総資産額	220,126	222,116	231,709	241,224	228,297
	預金積金残高	207,141	209,380	217,463	216,548	217,259
	貸出金残高	83,964	86,201	96,802	95,270	93,435
	有価証券残高	78,936	77,328	80,712	77,818	76,943
単体自己資本比率（%）		12.69	11.80	12.07	12.30	12.61
出資総額（百万円）		632	624	617	610	649
出資総口数（口）		1,265,074	1,249,662	1,235,470	1,221,878	1,299,937
出資に対する配当金（千円）（出資一口当たり）		12,650（10円）	12,496（10円）	12,257（10円）	12,140（10円）	12,470（10円）
役員数（人）		11	11	12	12	12
	うち常勤役員数	8	8	8	8	8
職員数（人）		182	171	171	166	163
会員数（人）		15,926	15,821	15,755	15,634	15,425

（注） 1. 残高計数は期末残高であり、総資産額には債務保証見返は含んでおりません。
2. 「単体自己資本比率」は、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

主要な業務の状況を示す指標

■業務粗利益

（単位：千円）

	令和3年度	令和4年度
資金運用収支	2,257,601	1,990,558
資金運用収益	2,305,055	2,028,956
資金調達費用	47,749	38,518
役務取引等収支	100,637	92,410
役務取引等収益	269,677	258,442
役務取引等費用	169,039	166,032
その他業務収支	13,193	84,208
その他業務収益	50,454	85,742
その他業務費用	37,261	1,533
業務粗利益	2,371,432	2,167,176
業務粗利益率	1.05%	0.96%

（注）業務粗利益率＝ $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}}$ ×100

■業務純益

（単位：千円）

	令和3年度	令和4年度
業務純益	425,510	272,722
実質業務純益	435,423	272,722
コア業務純益	438,013	208,235
コア業務純益（投資信託解約損益を除く。）	429,473	468,174

注 1. 業務純益＝業務収益－（業務費用－金銭の信託運用見合費用）
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額（または取崩額）を含みます。
2. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益＝実質業務純益-国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

■利益率

	令和3年度	令和4年度
総資産経常利益率	0.09%	0.12%
総資産当期純利益率	0.06%	0.10%

（注）総資産経常（当期純）利益率＝ $\frac{\text{経常（当期純）利益}}{\text{総資産（除く債務保証見返）平均残高}}$ ×100

■利鞘

区分	令和3年度	令和4年度
資金運用利回り	1.02%	0.90%
資金調達原価率	0.87%	0.85%
総資金利鞘	0.15%	0.05%

（注）1. 資金運用利回り＝資金運用収益／資金運用勘定平均残高×100
2. 資金調達原価率＝（資金調達費用－金銭の信託運用見合費用＋経費）／資金調達勘定平均残高×100

■資金運用収支の内訳

	平均残高（百万円）		利息（千円）		利回り	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
資金運用勘定	225,221	223,890	2,305,055	2,028,956	1.02%	0.90%
うち貸出金	96,284	93,546	1,387,660	1,368,951	1.44%	1.46%
うち預け金	47,904	48,273	57,205	91,569	0.11%	0.18%
うち有価証券	79,356	80,432	832,087	540,578	1.04%	0.67%
資金調達勘定	226,987	225,599	47,749	38,518	0.02%	0.01%
うち預金積金	223,498	220,511	40,257	31,370	0.01%	0.01%
うち借用金	4,775	5,497	6,582	6,232	0.13%	0.11%

（注）資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（令和3年度6,307百万円,令和4年度3,839百万円）を控除 して表示 しております。

■受取・支払利息の増減

（単位：千円）

	令和3年度			令和4年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	26,016	△ 132,022	△ 106,006	△ 32,139	△ 243,715	△ 275,854
うち貸出金	34,811	△ 32,748	2,063	△ 40,075	21,366	△ 18,709
うち預け金	△ 2,574	7,448	4,874	701	33,663	34,364
うち有価証券	△ 6,221	△ 106,722	△ 112,943	7,235	△ 298,744	△ 291,509
支払利息	5,066	△ 32,797	△ 27,731	393	△ 9,630	△ 9,237
うち預金積金	598	△ 27,983	△ 27,385	△ 425	△ 8,462	△ 8,887
うち借用金	4,468	△ 4,814	△ 346	818	△ 1,168	△ 350

（注）残高及び利率の増減要因が重なる部分については、残高による増減に含めて記載しております。

預金に関する指標

■預金積金及び譲渡性預金平均残高

（単位：百万円）

区分	令和3年度	令和4年度
	残高	残高
流動性預金	97,140	95,009
うち有利息預金	85,228	88,365
定期性預金	125,753	124,895
うち固定金利定期預金	119,479	118,660
うち変動金利定期預金	75	104
その他	604	606
計	223,498	220,511
譲渡性預金	―	―
合計	223,498	220,511

（注）1．流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金＋納税準備預金
2．定期性預金＝定期預金＋定期積金
固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期預金
変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期預金
3．その他の預金＝別段預金

■定期預金残高

（単位：百万円）

区分	令和3年度	令和4年度
	残高	残高
定期預金	117,129	113,807
固定金利定期預金	117,041	113,691
変動金利定期預金	87	115
その他	0	0

貸出金等に関する指標

■貸出金平均残高

（単位：百万円）

	令和3年度	令和4年度
手形貸付	7,426	7,323
証書貸付	85,625	84,242
当座貸越	2,036	1,812
割引手形	182	168
合計	95,270	93,546

■貸出金残高

（単位：百万円）

	令和3年度	令和4年度
貸出金	95,270	93,435
うち変動金利	38,991	37,994
うち固定金利	56,279	55,441

■貸出金の担保別内訳

（単位：百万円）

	令和3年度	令和4年度
当金庫預金積金	819	783
有価証券	272	59
動産	―	―
不動産	11,775	11,794
その他	200	200
計	13,066	12,837
信用保証協会・信用保険	35,307	34,537
保証	9,173	8,633
信用	37,722	37,426
合計	95,270	93,435

■債務保証見返の担保別内訳

（単位:百万円）

	令和3年度	令和4年度
当金庫預金積金	―	17
有価証券	―	―
動産	―	―
不動産	35	32
その他	―	―
計	35	50
信用保証協会・信用保険	1	―
保証	47	38
信用	218	252
合計	302	341

■貸出金使途別残高

（単位：百万円）

項目	令和3年度		令和4年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	43,928	46.10%	43,015	46.03%
運転資金	51,341	53.88%	50,419	53.96%
合計	95,270	100.00%	93,435	100.00%

■預貸率

	令和3年度	令和4年度
期末預貸率	43.99%	43.00%
期中平均預貸率	43.08%	42.42%

（注）預貸率＝ $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金＋譲渡性預金}} \times 100$

■貸出金償却

（単位：千円）

	令和3年度	令和4年度
償却額	24,399	39,442

■貸出金業種別内訳

（単位：百万円）

業種区分	令和3年度			令和4年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	198	5,534	5.80%	186	5,199	5.56%
農業、林業	17	214	0.22%	20	181	0.19%
漁業	1	4	0.00%	1	5	0.00%
鉱業、採石業、砂利採取業	―	―	―	―	―	―
建設業	464	8,152	8.55%	466	7,963	8.52%
電気・ガス・熱供給・水道業	14	469	0.49%	17	449	0.48%
情報通信業	8	450	0.47%	8	743	0.79%
運輸業、郵便業	47	3,969	4.16%	47	3,388	3.62%
卸売業、小売業	315	7,083	7.43%	311	6,630	7.09%
金融業、保険業	13	6,171	6.47%	16	8,067	8.63%
不動産業	184	11,444	12.01%	192	11,485	12.29%
物品賃貸業	4	59	0.06%	4	56	0.05%
学術研究、専門・技術サービス業	8	311	0.32%	7	340	0.36%
宿泊業	7	1,360	1.42%	8	1,291	1.38%
飲食業	129	1,856	1.94%	134	1,744	1.86%
生活関連サービス業、娯楽業	98	2,297	2.41%	99	1,989	2.12%
教育、学習支援業	5	150	0.15%	6	182	0.19%
医療、福祉	53	2,661	2.79%	54	2,616	2.79%
その他のサービス	241	3,886	4.07%	247	4,018	4.30%
小計	1,806	56,079	58.86%	1,823	56,356	60.31%
地方公共団体	8	13,123	13.77%	9	11,794	12.62%
個人（住宅・消費・納税資金等）	4,379	26,067	27.36%	4,322	25,284	27.05%
合計	6,193	95,270	100.00%	6,154	93,435	100.00%

（注）業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

有価証券等に関する指標

ア．商品有価証券平均残高

商品有価証券については取り扱いございません。

イ．有価証券の残存期間別残高

令和3年度 （単位：百万円）

	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	―	―	―	―	197	5,671	―	5,869
地方債	―	354	1,094	1,865	1,087	403	―	4,805
社債	1,296	5,889	2,618	6,673	3,228	6,381	507	26,595
株式	―	―	―	―	―	―	23	23
外国証券	1,668	3,606	4,388	5,895	2,849	8,032	2,818	29,260
その他の証券	―	1,900	6,026	80	559	195	2,502	11,264

令和4年度 （単位：百万円）

	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	―	―	―	―	―	6,365	―	6,365
地方債	―	755	1,415	1,417	3,165	180	―	6,934
社債	2,020	4,836	8,999	1,305	4,090	5,998	396	27,647
株式	―	―	―	―	―	―	22	22
外国証券	1,997	3,784	5,501	4,200	2,513	7,172	2,882	28,053
その他の証券	―	3,423	1,055	164	344	194	2,737	7,919

ウ．有価証券の種類別の平均残高

（単位：百万円）

	令和3年度	令和4年度
国債	4,290	6,548
地方債	4,289	6,235
社債	31,338	27,800
株式	29	22
外国証券	27,720	29,584
その他の証券	11,687	10,241
合計	79,356	80,432

■預証率

区分	令和3年度	令和4年度
期末預証率	35.93%	35.41
期中平均預証率	35.50%	36.47

（注）預証率＝ $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金＋譲渡性預金}} \times 100$

■満期保有目的の債券

（単位：百万円）

種類		令和3年度 貸借対照表計上額	令和3年度 時価	令和3年度 差額	令和4年度 貸借対照表計上額	令和4年度 時価	令和4年度 差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	債券	43	43	0	244	254	10
	国債	–	–	–	203	213	10
	地方債	43	43	0	41	41	0
	社債	–	–	–	–	–	–
	その他	100	100	0	100	100	0
	外国証券	100	100	0	100	100	0
	小計	143	143	0	344	355	10
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	債券	1,354	1,344	△ 9	1,433	1,411	△ 21
	国債	–	–	–	–	–	–
	地方債	1,354	1,344	△ 9	1,433	1,411	△ 21
	社債	–	–	–	–	–	–
	その他	2,770	2,671	△ 98	2,800	2,627	△ 172
	外国証券	2,770	2,671	△ 98	2,800	2,627	△ 172
	小計	4,124	4,016	△ 108	4,233	4,038	△ 194
合計		4,267	4,159	△ 108	4,577	4,393	△ 183

■その他有価証券

（単位：百万円）

種類		令和3年度 貸借対照表計上額	令和3年度 取得原価	令和3年度 差額	令和4年度 貸借対照表計上額	令和4年度 取得原価	令和4年度 差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	15	14	0	5	4	0
	債券	22,142	21,920	221	10,063	9,993	70
	国債	2,225	2,218	6	–	–	–
	地方債	858	849	8	1,057	1,049	8
	社債	19,059	18,852	206	9,005	8,943	62
	その他	13,445	13,035	409	6,403	6,157	245
	投資信託	3,504	3,317	186	2,608	2,440	168
	外国証券	9,934	9,714	219	3,787	3,713	73
	その他証券	6	3	3	7	3	3
	小計	35,603	34,971	632	16,472	16,155	316
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	–	–	–	9	10	△ 1
	債券	13,730	13,986	△ 255	29,207	30,241	△ 1,034
	国債	3,644	3,788	△ 143	6,162	6,611	△ 448
	地方債	2,549	2,563	△ 14	4,402	4,486	△ 84
	社債	7,535	7,633	△ 98	18,642	19,144	△ 501
	その他	24,209	25,325	△ 1,115	26,670	28,895	△ 2,225
	投資信託	7,752	8,401	△ 648	5,303	6,225	△ 921
	外国証券	16,456	16,923	△ 466	21,366	22,670	△ 1,304
	その他証券	–	–	–	-	-	-
	小計	37,939	39,311	△ 1,371	55,886	59,148	△ 3,261
合計		73,543	74,282	△ 739	72,358	75,303	△ 2,945

（注）1.貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2.市場価格のない株式等及び組合出資金(貸借対照表計上額7百万円)については、上表の「その他有価証券」に含めておりません。

■市場価格のない株式等及び組合出資金

（単位：百万円）

	令和3年度	令和4年度
非上場株式	7	7
組合出資金	―	―
合計	7	7

■金銭の信託

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
金銭の信託	358	7

■規則第102条第1項第5号に掲げる取引

上記の取引については、該当する取引はありません。

■信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

（単位：百万円）

区分		開示残高（a）	保全額（b）			保全率（b）/（a）	引当率（d)/（a－c）
				担保・保証等による回収見込額（c）	貸倒引当金（d）		
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和３年度	628	628	596	31	100.00	100.00
	令和４年度	544	544	508	35	100.00	100.00
危険債権	令和３年度	3,972	3,535	2,769	766	89.01	63.72
	令和４年度	4,020	3,669	2,988	680	91.27	65.99
要管理債権	令和３年度	564	255	237	17	45.18	5.34
	令和４年度	185	147	138	8	79.34	17.67
三月以上延滞債権	令和３年度	86	86	86	－	100.00	100.00
	令和４年度	104	104	104	－	100.00	100.00
貸出条件緩和債権	令和３年度	477	168	150	17	35.23	5.34
	令和４年度	80	42	34	8	52.48	17.67
小計（A）	令和３年度	5,165	4,419	3,603	815	85.56	52.22
	令和４年度	4,750	4,361	3,636	724	91.81	65.07
正常債権（B）	令和３年度	90,448					
	令和４年度	89,068					
総与信残高（A）＋（B）	令和３年度	95,613					
	令和４年度	93,819					

（注）
1．「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2．「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3．「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4．「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5．「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6．「正常債権」（B）とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7．「担保・保証等による回収見込額」（c）は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8．「貸倒引当金」（d）には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9．「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。

「自己資本の充実の状況」（自己資本比率規制・バーゼルⅢの第3の柱）

（１）自己資本の構成に関する事項　単体自己資本比率

（単位：百万円）

項　　　目		令和3年度	令和4年度
コア資本に係る基礎項目（1）			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額		11,344	11,613
うち、出資金及び資本剰余金の額		610	649
うち、利益剰余金の額		10,747	10,975
うち、外部流出予定額（△）		12	12
うち、上記以外に該当するものの額		△ 1	―
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		185	130
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額		185	130
うち、適格引当金コア資本算入額		―	―
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		―	―
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行させた資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		―	―
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の45％に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		―	―
コア資本に係る基礎項目の額	（イ）	11,529	11,743
コア資本に係る調整項目（2）			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額		57	47
うち、のれんに係るものの額		―	―
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額の合計額		57	47
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額		15	―
適格引当金不足額		―	―
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		―	―
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		―	―
前払年金費用の額		―	22
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		―	―
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		―	―
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		―	―
信用金庫連合会の対象普通出資等の額		―	―
特定項目に係る10％基準超過額		―	―
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		―	―
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		―	―
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		―	―
特定項目に係る15％基準超過額		―	―
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		―	―
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		―	―
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		―	―
コア資本に係る調整項目の額	（ロ）	73	70
自己資本			
自己資本の額[（イ）ー（ロ）]	（ハ）	11,456	11,673
リスク・アセット等　（3）			
信用リスク・アセットの額の合計額		88,370	87,931
資産（オン・バランス）項目		87,983	87,513
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		△ 1,425	△ 1,425
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		△ 1,425	△ 1,425
うち、上記以外に該当するものの額		―	―
オフ・バランス取引等項目		300	320
ＣＶＡリスク相当額を8％で除して得た額		86	97
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額		―	0
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8％で除して得た額		4,696	4,639
信用リスク・アセット調整額		―	―
オペレーショナル・リスク相当額調整額		―	―
リスク・アセット等の額の合計額	（ニ）	93,067	92,571
自己資本比率			
自己資本比率（（ハ）／（ニ））		12.30%	12.61%

（注）自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準を採用しております。

（２）自己資本の充実度に関する事項

当金庫は、これまで内部留保による資本の積上げ等を行なうことにより自己資本を充実させた結果、自己資本比率は国内基準である４％を大きく上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。

なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを行い充実を図っていきます。

（単位：百万円）

	令和3年度		令和4年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ．信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	88,370	3,534	87,931	3,517
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	89,708	3,588	89,259	3,570
外国の中央政府及び中央銀行向け	911	36	961	38
外国の中央政府等以外の公共部門向け	―	―	―	―
我が国の政府関係機関向け	―	―	―	―
地方三公社向け	60	2	60	2
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	13,087	523	13,746	549
法人等向け	28,319	1,132	29,322	1,172
中小企業等向け及び個人向け	16,857	674	15,753	630
抵当権付住宅ローン	2,346	93	2,185	87
不動産取得等事業向け	8,966	358	9,233	369
三月以上延滞等	388	15	402	16
取立未済手形	7	0	9	0
信用保証協会等による保証付	614	24	568	22
出資等	29	1	29	1
出資等のエクスポージャー	29	1	29	1
重要な出資のエクスポージャー	―	―	―	―
上記以外	12,357	494	11,886	475
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	5,882	235	5,631	225
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	913	36	913	36
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	400	16	426	17
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー	―	―	―	―
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC 関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	―	―	―	―
上記以外のエクスポージャー	5,160	206	4,914	196
②証券化エクスポージャー	―	―	―	―
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	5,763	230	5,100	204
ルック・スルー方式	5,763	230	5,100	204
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	―	―	―	―
⑤他の金融機関の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 1,425	△ 57	△ 1,425	△ 57
⑥CVAリスク相当額を８％で除して得た額	86	3	97	3
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	―	―	0	0
ロ．オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	4,696	187	4,639	185
ハ．単体総所要自己資本額(イ＋ロ)	93,067	3,722	92,571	3,702

（注）１．所要自己資本の額＝リスク・アセット×4%
２．「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
３．「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係る エクスポージャー及び「外国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
４．当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額（基礎的手法）の算定方法＞

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）×15\%}}{\text{直近３年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

５．単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

（3）信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

①.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高〈地域別・業種別・残存期間別〉

（単位：百万円）

エクスポージャー区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高						三月以上延滞エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券			
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
国内	202,061	195,936	162,786	151,624	39,274	44,312	494	486
国外	24,687	23,689	61	66	24,626	23,623	―	―
地域別合計	226,749	219,626	162,847	151,690	63,901	67,936	494	486
製造業	12,224	12,742	6,025	5,743	6,198	6,998	60	22
農業、林業	290	247	290	247	―	―	7	5
漁業	4	5	4	5	―	―	―	―
鉱業、採石業、砂利採取業	―	―	―	―	―	―	―	―
建設業	10,609	10,280	9,909	9,680	700	600	73	67
電気・ガス・熱供給・水道業	13,575	13,815	508	518	13,067	13,297	―	―
情報通信業	2,063	2,553	463	753	1,600	1,800	―	―
運輸業、郵便業	5,710	5,312	4,111	3,513	1,599	1,799	―	1
卸売業、小売業	9,310	9,043	7,510	7,043	1,800	2,000	22	―
金融業、保険業	87,321	79,262	65,498	57,841	21,823	21,421	―	―
不動産業	13,830	13,633	12,030	12,033	1,800	1,600	78	83
物品賃貸業	59	56	59	56	―	―	―	―
学術研究、専門・技術サービス業	358	393	358	393	―	―	―	―
宿泊業	956	909	956	909	―	―	―	―
飲食業	2,203	2,137	2,203	2,137	―	―	0	―
生活関連サービス業、娯楽業	2,834	2,500	2,834	2,500	―	―	19	4
教育、学習支援業	154	184	154	184	―	―	―	―
医療、福祉	2,804	2,814	2,804	2,814	―	―	―	―
その他のサービス	4,746	4,750	4,346	4,450	400	300	121	175
国・地方公共団体等	28,412	30,169	13,499	12,049	14,912	18,119	―	―
個人	21,542	20,839	21,542	20,839	―	―	110	124
その他	7,737	7,973	7,737	7,973	―	―	―	―
業種別合計	226,749	219,626	162,847	151,690	63,901	67,936	494	486
1年以下	57,324	36,204	54,354	32,390	2,969	3,813		
1年超3年以下	31,690	24,171	21,926	14,822	9,763	9,349		
3年超5年以下	13,647	21,378	6,434	6,193	7,212	15,184		
5年超7年以下	22,172	15,436	8,073	8,190	14,099	7,246		
7年超10年以下	29,729	32,844	21,410	22,477	8,318	10,367		
10年超	63,386	66,087	42,350	44,715	21,035	21,371		
期間の定めのないもの	8,798	23,503	8,296	22,901	501	601		
残存期間別合計	226,749	219,626	162,843	151,690	63,901	67,936		

（注）1．オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いております。
2．「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
3．上記の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部又は一部を把握することや業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には、現金、固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
4．CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5．業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

② 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和3年度	175	185	―	175	185
	令和4年度	185	130	―	185	130
個別貸倒引当金	令和3年度	754	797	38	716	797
	令和4年度	797	716	30	767	716
合計	令和3年度	930	982	38	892	982
	令和4年度	982	847	30	952	847

③ 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

（単位：百万円）

	個別貸倒引当金										貸出金償却※	
	期首残高※		当期増加額※		当期減少額※				期末残高			
					目的使用		その他					
	3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度
製造業	78	93	93	66	12	15	65	78	93	66	3	7
農業、林業	3	―	―	1	3	―	―	―	―	1	3	―
漁業	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
鉱業、採石業、砂利採取業	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
建設業	29	25	25	16	3	5	25	20	25	16	―	2
電気・ガス・熱供給・水道業	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
情報通信業	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	3	―
運輸業、郵便業	―	―	―	16	―	―	―	―	―	16	―	1
卸売業、小売業	55	46	46	44	11	―	43	46	46	44	11	―
金融業、保険業	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
不動産業	4	42	42	54	―	―	4	42	42	54	―	26
物品賃貸業	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
学術研究、専門・技術サービス業	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
宿泊業	430	418	418	396	―	―	430	418	418	396	―	―
飲食業	62	68	68	31	7	1	54	67	68	31	―	1
生活関連サービス業、娯楽業	15	17	17	17	―	―	15	17	17	17	―	―
教育、学習支援業	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
医療、福祉	45	43	43	39	―	―	45	43	43	39	―	―
その他のサービス	16	17	17	19	―	―	16	17	17	19	1	―
国・地方公共団体等	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
個人	14	24	24	14	―	8	14	15	24	14	―	―
合計	754	797	797	716	38	30	716	767	797	716	24	39

※当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

④ リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

（単位：百万円）

告示で定めるリスク・ウェイト区分（%）	エクスポージャーの額			
	令和3年度		令和4年度	
	格付適用あり	格付適用なし	格付適用あり	格付適用なし
0%	700	69,107	―	59,656
10%	―	6,169	―	5,705
20%	999	59,222	1,399	62,528
35%	―	6,832	―	6,364
50%	33,664	86	35,632	48
75%	―	15,935	―	14,093
100%	4,412	27,804	4,211	28,281
150%	―	910	―	903
250%	―	903	―	802
1250%	―	―	―	―
その他	―	―	―	―
合計	226,749		219,626	

（注）1．格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。
なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行なっておりません。
・㈱格付投資情報センター（R&I）
・㈱日本格付研究所(JCR)
・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービシズ（S&P）
2．エクスポージャーは信用リスク削除手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3．コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

（4）信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法とは、当金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、ご融資に際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、お取引先の資質など、さまざまの角度から審査をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資態勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う主な担保には、自金庫預金積金や不動産等があり、保証には、人的担保、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、当金庫が定める「融資事務取扱規程」、「不動産担保評価規程」等に基づき、適切な事務や評価を行っております。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲内において、預金相殺等を用いる場合がありますが、金庫が定める「融資事務取扱規程」等や各種約定書等により、適切な取扱いに努めております。

なおバーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金等、保証として（一社）しんきん保証基金および政府保証と同様の信用度を持つ住宅融資保険が該当します。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。。

（単位：百万円）

信用リスク削減手法 / ポートフォリオ	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	924	867	11,182	11,607	―	―

（注）当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

（5）派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

当金庫は、派生商品取引及び長期決済期間取引を行っておりません。

（6）証券化エクスポージャーに関する事項

当金庫は、証券化取引を行っておりません。

（7）出資等エクスポージャーに関する事項

イ.貸借対照表計上額及び時価　（単位：百万円）

区分	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	21	21	21	21
非上場株式等	924	924	924	924
合　　計	946	946	946	946

ロ.出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

（単位：百万円）

	令和3年度	令和4年度
売　却　益	32	―
売　却　損	0	―
償　　　却	―	―

ハ.貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額　（単位：百万円）

	令和3年度	令和4年度
評 価 損 益	3	4

ニ.貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

（単位：百万円）

	令和3年度	令和4年度
評 価 損 益	―	―

（8）リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

（単位：百万円）

	令和3年度	令和4年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	16,028	12,285
マンデート方式を適用するエクスポージャー	―	―
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー	―	―
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー	―	―
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー	―	―

（9）オペレーショナル・リスクに関する事項

当金庫は基礎的手法を採用しております。

リスク管理の方針及び手続き等の概要は、13ページのリスク管理態勢を参照下さい。

（10）金利リスクに関する事項

・リスク管理の方針及び手続の概要

1 リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲

金利リスクとは市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や将来の収益性に対する影響を指し、当金庫ではこれらの影響を金利リスクと捉え、これらの影響が一定以下になるようリスク管理を行っております。

2 リスク管理およびリスク削減方針

ΔEVE、ΔNII、100BPV、VaRを用いることで金利変化時の資本への影響を計測しています。影響が自己資本の一定を超える場合や将来の収益減少が想定される場合はリスク管理委員会で対応を協議し、金利リスクの削減や運用ポジションの変更を行っております。

3 金利リスク計測の頻度

有価証券の評価損益の計測は日次、それ以外の計測は月次で行い、毎月のリスク管理委員会にて報告しています。また市況急変時にはリスク管理委員会を臨時開催し、金利リスクの削減対応を協議しております。

4 ヘッジ等金利リスクの削減方法

デリバティブ取引（国債先物や金利スワップ取引）などによる金利リスク削減取引は行っておりません。金利リスクを削減する場合には、当該ポジションを売却することでリスク量を削減しております。

・金利リスクの算定手法の概要

1 開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE、ΔNIIおよび自ら開示を行う金利リスクに関する事項

①	流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期	1.25年
②	流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期	5年
③	流動性預金への満期の割り当て方法（コア預金モデル等）及びその前提	流動性預金の50％をコア預金と考え、コア預金は最長満期5年、平均2.5年と想定しています。コア預金に割当てられない流動性預金は残存年数0年と考えています。
④	固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提事項	ともに想定しておりません
⑤	複数の通貨の集計方法およびその前提	単純合算しています。通貨間の相関は考慮していません
⑥	スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるか否か等）	割引金利にスプレッドは含めていますが、ΔEVE計算時にはスプレッド変動は考慮しておりません。
⑦	内部モデルの使用等ΔEVEおよびΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提	内部モデルは使用しておりません。
⑧	前事業年度末の開示からの変動に関する説明	算定手法の前提に変動はありません。
⑨	計測値の解釈や重要性に関するその他の説明	重要度テスト（ΔEVE／自己資本の額）は20％を超過しておりますが、自己資本の余裕額を超えているものではありません。金利リスクの適切なコントロールに努めております。

2. 金融機関が自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVEおよびΔNII以外の金利リスクを計測している場合における当該リスクに関する以下の事項

①金利ショック

100BPVの採用（ΔEVEの場合円金利のショック幅は同じですが、外貨金利の場合にはショック幅が異なります）およびVaR（信頼水準99.0%、保有期間120日、観測期間5年）の採用

②金利リスク計測の前提およびその意味

VaRを用いることで金利リスク測定時の市況変化を反映させた金利リスク量を測定しております。VaRでは金利以外に株価や為替リスクの影響も考慮しております。なお、VaRは統計的手法を用いたリスク計算手法であり、過去の市況変化が小さいときにはリスクが過小評価されるところがあるため、当金庫ではバックテストの実施や100BPV等をストレステストとして用いることでこのようなVaRの問題点を解決しております。

（単位：百万円）

項番	シナリオ	ΔEVE		ΔNII	
		令和4年3月末	令和5年3月末	令和4年3月末	令和5年3月末
1	上方パラレルシフト	5,841	6,078	22	▲55
2	下方パラレルシフト	0	0	33	40
3	スティープ化	5,552	5,632		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	5,841	6,078	33	40
		令和4年3月末		令和5年3月末	
8	自己資本の額	11,456		11,673	

用語解説

【自己資本関係】

リスク・アセット	リスクを有する資産(貸出金や有価証券など)を、リスクの大きさに応じて掛け目を乗じ、再評価した資産全額をいう。
所要自己資本額	各々のリスク・アセット×4%（自己資本比率規制における国内基準）により算出された額をいう。
総所要自己資本額	リスク・アセットの総額（信用リスク、マーケットリスク（信金中央金庫のみ)、オペレーショナル・リスクの各リスク・アセットの総額）×4%（自己資本比率規制における国内基準）により算出された額をいう。
エクスポージャー	リスクに晒されている資産のことを指しており、具体的には貸出金、外国為替取引、デリバティブ取引などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当する。
抵当権付住宅ローン	住宅ローンの中で、代表的なものとして、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分に満たされているものを指す。
オペレーショナル・リスク	金庫の業務上において不適切な処理等で生じる事象により損失を受けるリスクのことをいう。具体的には不適切な事務処理により生じる事務リスク、システムの誤作動等により生じるシステムリスク、その他人材の流出や事故などにより人材を逸失する人的リスクなどが含まれる。
基礎的手法	オペレーショナル・リスクにおけるリスク・アセットの算出方法の1つであり、リスク・アセット=1年間の粗利益×15%の直近3年間の平均値÷8%により算出する手法をいう。
単体自己資本比率	単体自己資本の額÷リスク・アセットの総額（信用リスク、マーケットリスク（信金中央金庫のみ)、オペレーショナル・リスクの各リスク・アセットの総額)。
コア資本	損失吸収力の高い普通株式及び内部留保を中心にしつつ、強制転換型優先株式や協同組織金融機関発行優先出資及び一般貸倒引当金（信用リスク・アセットの1.25%が算入上限）等を加えたものをいう。なお、無形固定資産や繰延税金資産、他の金融機関の資本保有等はコア資本から控除。

【信用リスク関係】

信用リスク	取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいう。
クレジットポリシー	融資業務の基本的な理念や手続き等を明示したものをいう。
リスク・ウェイト	債権の危険度を表す指標。自己資本比率規制で総資産を算出する際に、保有資産ごとに分類して用いる。
適格格付機関	金融機関がリスクを算出するに当たって、用いることができる格付を付与する格付機関のこと。金融庁長官は、適格性の基準に照らして適格と認められる格付機関を適格格付機関に定めている。
信用リスク削減手法	金庫が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当。ただし、信用リスク削減手法としては、告示に定める適格金融資産担保（現金、自金庫預金、国債等)、同保証（国、地方公共団体等)、自金庫預金と貸出金の相殺等をいう。

【市場リスク関係】（※派生商品取引・証券化商品取引・出資等株式取引に関連するもの）

市場リスク	金利・為替・株式などの相場が変動することにより、金融商品の時価が変動し、損失を受けるリスクをいう。
派生商品取引 （＝デリバティブ取引）	有価証券や通貨、金といった金融資産（原資産）の取引から派生し、原資産の現物価格によってその価格が決定される商品を指す。具体例としては、先物、先渡し、スワップ、オプション等が挙げられる。
証券化エクスポージャー	金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化をする資産をいう。

【金利リスク関係】

ΔEVE	Economic Value of Equityの略であり、銀行勘定の金利リスクのうち金利ショックに対する経済的な減少額として計測される指標をいう。
ΔNII	Net Interest Income の略であり、銀行勘定の金利リスクのうち金利ショックに対する算出基準日から12ヵ月を経過する日までの金利収益の減少額と計測される指標をいう。
金利リスク	市場における一般的な金利水準の変動に伴って当該金融資産の価値が変動するリスクをいう。
金利ショック	金利の変化（衝撃）のことで、上下100bp(ベーシス・ポイント)の平行移動やイールドカーブをスティープ化およびフラット化させるといった算出方法がある。
VaR	Value at Riskの略であり、金融資産を一定期間保有する場合、特定の保有期間内に、特定の確率の範囲内で評価される期待最大損失額をいう。損失の可能性を過去の推移をもとに統計的に測定する指標として用いられる。
BPV	Basis Point Valueの略であり、金利が1bp(0.01%)変化した時の金融商品の現在価値の変化額をいう。金利リスク指標の一つで金融商品の金利感応度を示すものである。

信用金庫法第89条(銀行法第21条準用)に基づく記載事項

◆開示項目一覧　単体（信金法施行規則第132条における規定）

Ⅰ　金庫の概要及び組織に関する事項

（1）事業の組織 ………… 44
（2）理事・監事の氏名及び役職名 ………… 44
（3）事務所の名称及び所在地 ………… 45〜46

Ⅱ　金庫の主要な事業の内容

（1）金庫の主要な事業の内容 ………… 19

Ⅲ　金庫の主要な事業に関する事項

（1）直近の事業年度における事業の概況 ………… 5
（2）直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標
①経常収益 ②業務純益 ③経常利益又は経常損失
④当期純利益又は当期純損失⑤純資産額
⑥総資産額⑦預金積金残高⑧貸出金残高⑨有価証券残高
⑩単体自己資本比率⑪出資総額及び出資口数
⑫出資に対する配当金⑬役員数⑭職員数⑮会員数
………… 30
（3）直近の2事業年度における事業の状況を示す指標
①主要な業務の状況を示す指標
ア.業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、
コア業務純益及びコア業務純益（投資信託解約損益を除く。）
………… 30
イ.資金運用収支、役務取引等収支、及びその他業務収支
………… 30
ウ.資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均
残高、利息、利回り及び資金利ざや………… 30〜31
エ.受取利息及び支払利息の増減………… 31
オ.総資産経常利益率………… 30
カ.総資産当期純利益率………… 30
②預金に関する指標
ア.流動性預金、定期性預金、
譲渡性預金その他の預金の平均残高………… 31
イ.固定金利定期預金、変動金利定期預金
及びその他の区分ごとの定期預金の残高………… 31
③貸出金等に関する指標
ア.手形貸付、証書貸付、当座貸越
及び割引手形の平均残高………… 32
イ.固定金利及び変動金利の区分ごとの
貸出金の残高………… 32
ウ.担保の種類別（当金庫預金積金、有価証券、
動産、不動産、保証及び信用の区分）の
貸出金残高及び債務保証見返額………… 32
エ.使途別（設備資金及び運転資金の区分）の
貸出金残高………… 32
オ.業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に
占める割合………… 32
カ.預貸率の期末値及び期中平均値………… 32
④有価証券に関する指標
ア.商品有価証券の種類別（商品国債、商品地方債、
商品政府保証債及びその他の商品債券の区分）の
平均残高………… 33
イ有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、
株式及び外国証券その他の証券の区分をいう。）の
残存期間別の残高. ………… 33
ウ.有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、
株式及び外国証券その他の証券の区分をいう。）の
平均残高、預証率の期末値及び期中平均値………… 33

Ⅳ　金庫の事業の運営に関する事項

（1）リスク管理態勢 ………… 13〜14
（2）法令等遵守態勢 ………… 12
（3）中小企業の経営支援および地域の活性化のための取組の状況
………… 7〜8
（4）金融ADR制度への対応 ………… 16

Ⅴ　金庫の直近の2事業年度における財産の状況

（1）貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書
又は損失金処理計算書 ………… 25〜29
（2）金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額
及び①から④までに掲げるものの合計額
①破産更生債権及びこれらに準ずる債権 ………… 34
②危険債権 ………… 34
③三月以上延滞債権（貸出金のみ）………… 34
④貸出条件緩和債権（貸出金のみ）………… 34
⑤正常債権 ………… 34
（3）自己資本（基本的項目に係る細目を含む。）の充実の状況 ………… 35
（4）次に掲げるものに関する取得価格又は契約価格、時価及び評価損益
①有価証券 ………… 33
②金銭の信託 ………… 33
③第102条第1項第5号に掲げる取引 ………… 33
（5）貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 ………… 37
（6）貸出金償却の額 ………… 32
（7）会計監査人による監査を受けている旨 ………… 26

バーゼルⅢ第3の柱に基づく開示項目（単体）

（1）自己資本の構成に関する事項 ………… 35
（2）自己資本の充実度に関する事項 ………… 36
（3）信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用
されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）
①信用リスクに関するエクスポージャー及び
主な種類別の期末残高(地域別及び業種別及び残存期間別) …… 37
②一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び
期中の増減額 ………… 37
③業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等 ………… 38
④リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等 ………… 38
（4）信用リスク削減手法に関する事項 ………… 38
（5）派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに
関する事項 ………… 39
（6）証券化エクスポージャーに関する事項 ………… 39
（7）出資等エクスポージャーに関する事項 ………… 39
（8）リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに
関する事項 ………… 39
（9）オペレーショナル・リスクに関する事項 ………… 39
（10）金利リスクに関する事項 ………… 39

開示項目（金融再生法7条）
金融再生法に基づく資産査定の状況

①金融再生法に基づく開示債権 ………… 34

任意開示項目
地域密着型金融推進への取組み状況

①地域貢献に関する情報開示 ………… 11
②総代会に関する情報開示 ………… 17〜18
③地域密着型金融推進計画の進捗状況(主な取組み) ………… 10
④金融円滑化への取組み ………… 9

金庫の概要

①経営方針 ………… 3
②営業地区 ………… 44
③会員数 ………… 44
④役職員数 ………… 44
⑤役職員の報酬体系 ………… 44
⑥子法人等 ………… 44
⑦当金庫の考え方 ………… 3

その他

①沿革・歩み ………… 42
②文化的・社会的活動 ………… 11
③トピックス ………… 43
④商品・サービスのご案内 ………… 20〜22
⑤商品の利用にあたっての留意事項 ………… 22
⑥金融商品に係る勧誘方針 ………… 15
⑦手数料一覧 ………… 23〜24
⑧顧客保護等管理態勢 ………… 15〜16
⑨信金中金・当金庫の主要な事業の内容 ………… 19

“湖東信用金庫”の歩み

昭　和

23年　7月　市街地信用組合法に基づく信用組合の設立認可
　　8月　旧神崎郡八日市町大字浜野612番地において「八日市信用組合」事業開始
26年　3月　旧神崎郡八日市町大字金屋616番地へ事務所移転
　　7月「湖東信用組合」に名称変更
27年　3月　信用金庫法による信用金庫事業免許を受け「湖東信用金庫」と改称
　　10月　日野支店開設
28年　6月　能登川支店開設
39年　3月　永源寺出張所が支店に昇格
43年　5月　創立20周年記念式典挙行
50年　2月　水口支店開設
53年　8月　創立30周年記念式典挙行
56年　8月　預金量500億円達成
　　12月　店外ATM（テニー出張所）設置
57年 11月　店外ATM（アルプラザ水口出張所）設置
59年　3月　緑町支店開設
60年　3月　蒲生支店開設
61年　2月　五個荘支店開設

平　成

1年 10月　甲南支店開設
2年　3月　預金量1,000億円達成
3年　9月　湖東支店開設
　　11月　店外ATM（妙法寺出張所）設置
5年　4月　店外ATM（松尾出張所）設置
6年　6月　店外ATM（アピア出張所）設置
9年　9月　店外ATM（佐野出張所）設置
10年　9月　創立50周年記念式典挙行
11年　6月　店外ATM（水口西友出張所）設置
12年 10月　店外ATM（岡田出張所）設置
13年　8月　店外ATM（今堀出張所）設置
15年　3月　店外ATM（フレンドマ-ト能登川出張所）設置
　　5月　本店新築移転
17年 11月　石部支店開設
**　　12月　営業区域の拡大、滋賀県内一円とする**
20年　8月　創立60周年記念式典挙行
21年　9月　能登川支店新築移転
22年　1月　永源寺支店新築移転
23年　8月　店外ATM（マックスバリュ東近江出張所）設置
　　9月　五個荘支店新築移転
24年 11月　近江八幡支店開設
25年　8月　創立65周年記念事業「物故者法要」の実施
26年　4月　店外ATM（フレンドタウン日野出張所）設置
　　12月　店外ATM（イオンタウン湖南出張所）設置
27年 12月　預金量2,000億円達成
30年 10月　創立70周年記念講演会開催
　　12月　東近江市と地域連携に関する協定を締結
　　　　　東近江市商工会と連携に関する協定を締結
31年　2月　八日市商工会議所と連携に関する協定を締結
　　4月　信託業務取扱開始

令　和

1年 10月　わがまち基金を活用した「SDGｓ時代における地域金融機関の新たなエコシステム創出事業」取組み開始
2年　2月　水口支店新築移転
　　12月「ソーシャル企業認証制度創設及び推進に関する連携協定書」を締結
3年　2月「びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部と湖東信用金庫による包括的地域連携協定」を締結
3年 10月　緑町支店新築移転
4年　4月　母店制（エリア制）導入
　　　　　本店エリア　蒲生支店
　　　　　緑町エリア　永源寺支店・湖東支店
　　　　　水口エリア　甲南支店
　　　　　ソーシャルグッド融資取扱開始
5年　6月　創立75周年記念事業「ことしん経済講演会」開催

トピックス

信用金庫の日

金庫の状況

令和4年4月	母店制（エリア制）導入 本店エリア　蒲生支店 緑町エリア　永源寺支店・湖東支店 水口エリア　甲南支店
5月	クールビズ運動の開始（～10月）
6月	信用金庫の日6月15日の取組み 警察署等の各種協力団体の皆さまと共に、振り込め詐欺や特殊詐欺防止啓発活動を行いました。
11月	ウォームビズ運動の実施（～令和5年3月）
令和5年1月	ソーシャル認証企業交流会 湖東信用金庫、京都信用金庫、京都北都信用金庫の3信金のソーシャル認証企業様が「働き方」についてオンライン交流会を行われました。
3月	「東海道御宿場印プロジェクト」に参加 滋賀中央信用金庫、京都信用金庫、京都中央信用金庫および各地域の観光協会等と連携のうえ、「東海道で結ぶ御宿場印めぐり」に参画し、地域の活性化に取組みました。

ソーシャルグッド融資

取扱商品・サービスの状況

令和4年4月	「ソーシャルグッド融資」取扱開始
7月	「サマーキャンペーン定期預金」の取扱
12月	「ウインターキャンペーン定期預金」の取扱

年金受給に関するあらゆるご相談に応じています。

社会保険労務士が各支店を巡回し相談に応じています。
また、平日お忙しいお客さまはことしん本店「お客様相談プラザ」へご来店ください。

お客様相談プラザ（本店）	毎週土曜日	9：10～12：00
日野支店	毎月	9：00～13：00
能登川支店・水口支店	毎月	9：00～12：00
緑町支店	年6回	9：00～12：00
永源寺支店・蒲生支店・五個荘支店・甲南支店・湖東支店・石部支店・近江八幡支店	年4回	9：00～12：00

当金庫令和4年度 年金実績

年金相談件数	342件
年金振込実績	62,694件
受給受入額	約104億円

詳しい相談日程については、最寄りの店舗へご確認いただき、年金相談をお申込下さい。年金のご相談については、社会保険労務士が懇切丁寧に年金の受給や手続きの相談に応じています。また、各支店には年金の相談窓口として年金担当者が対応いたしております。

ことしん げんき倶楽部 ぜひ、あなたもご入会ください。

特典いっぱい

「ことしん」へ年金のお振込をご指定いただいたその日からご入会いただけます。（会費は無料です。）様々な“特典”をご用意して、お待ちいたしております。

①お誕生日プレゼント
②観劇等旅行の催し
③貯蓄預金に金利上乗せサービス
④標準傷害保険シニアサポーターにご加入いただけます。
⑤ご来店年金スタンプラリー
⑥旅行割引サービス
⑦日帰り温泉入浴割引特典
⑧セコムみまもりホン・ALSOKみまもりサポート割引サービス

湖東信用金庫の概要

■湖東信用金庫の概要

概　要	
名　　称	湖東信用金庫
所 在 地	東近江市青葉町1番1号
創　　立	昭和23年8月23日

会員数（令和5年3月31日現在）		
		出資金額
会員総数	15,425	649百万円
個人会員	13,764	515百万円
法人会員	1,661	134百万円

役職員数		令和4年3月	令和5年3月	増減
役員	理　事	9	9	0
	監　事	3	3	0
	計	12	12	0
職員	男　姓	86	87	1
	女　性	80	76	▲4
	計	166	163	▲3
合　計		178	175	▲3

役員一覧（令和5年6月16日現在）	
理事長	矢島之貴
常務理事	藤原英治
常勤理事	大川浩司
常勤理事	植木敏生
常勤理事	古賀朗続
常勤理事	黒川重宣
常勤理事	田井中覚
非常勤理事	山本英司
非常勤理事	寺嶋嘉孝
常勤監事	八田博之
非常勤監事	大林傳治
非常勤監事	梅本顕宏

（注）1. 非常勤理事 寺嶋嘉孝は、職員外理事であります。
2. 非常勤監事 大林傳治は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事であります。

営業地区　　滋賀県

子会社等及び関連法人等
該当ありません。

■役職員の報酬体系

1．対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

（1）報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事会の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a．決定方法　b．支払手段　c．決定時期と支払時期

（2）令和4年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

（単位：百万円）

区　分	支払総額
対象役員に対する報酬等	102

（注）1. 対象役員に該当する理事は　10名、監事は　3名です（期中に退任した者を含む）。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」　100百万円、「退職慰労金」　2百万円となっております。

（3）その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第2条第1項第3号及び第4号並びに第6号に該当する事項はありませんでした。

2．対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和4年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

（注）1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2.「同等額」は、令和4年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
3. 令和4年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

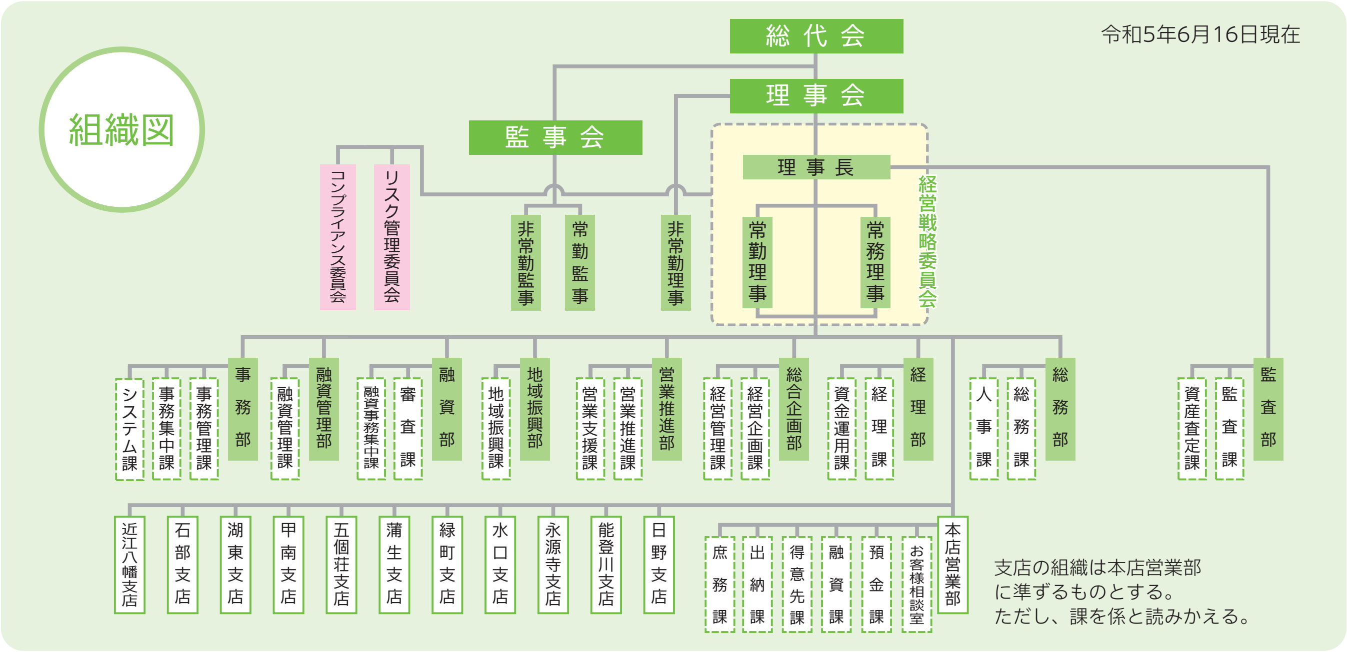

店舗のご案内

本店

日野支店

能登川支店

永源寺支店

水口支店

緑町支店

蒲生支店

五個荘支店

甲南支店

湖東支店

石部支店

近江八幡支店

地域に貢献する コミュニティバンクをめざして

地域の皆さまや中小企業経営者の皆さまにご利用いただけるスペースをご用意しています。
研修会・団体総会・講演会・発表会など、様々な用途でご利用いただけます。

本　店

5階 ホール

2階 和室

1階 ギャラリー

能登川支店

多目的ホール

近江八幡支店

3階 ホール

2階 多目的ホール

2階 交流ホール

1階 ギャラリー

「お客様相談プラザ」を開設しています！

～お気軽にご相談ください～

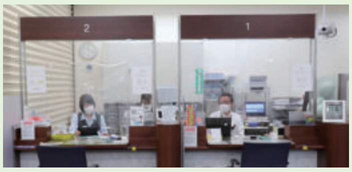

◆営業内容：住宅ローンをはじめとする各種ローン及び資産運用と年金のご相談※など
◆営業時間：本店営業部（TEL.0748-20-2557）
●平　日：9時～15時
●土曜日：9時～17時

日曜・祝日（土曜を除く）、振替休日、12月31日～1月3日はお休みとなります。
※年金のご相談　【本店営業部】土曜日　9：10～12：00までとなっております。

一部店舗営業時間変更のご案内

当金庫では窓口営業時間中の充実した人員体制を確保するため、一部店舗にて昼休業を導入しております。
対象店舗・営業時間の詳細は、次頁店舗一覧をご参照ください。
お客さまにはご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解、ご協力賜りますようよろしくお願いいたします。

■店舗一覧（キャッシュコーナー）

（令和5年6月末現在）

店舗番号	店舗名	住　所		TEL	窓口営業時間※	キャッシュコーナー		夜間預金金庫
					平　日	平　日	土曜・日曜・祝日	
1	本　　　店	〒527−8687	東近江市青葉町1番1号	0748-22-2020	9:00～15:00	7:00～20:00	8:00～20:00	○
2	日野支店	〒529−1603	蒲生郡日野町大字大窪538番地	0748-52-0750	9:00～15:00	7:00～20:00	8:00～20:00	○
3	能登川支店	〒521−1224	東近江市林町73番地	0748-42-2021	9:00～15:00	7:00～20:00	8:00～20:00	—
4	永源寺支店	〒527−0231	東近江市山上町1851番地4	0748-27-1211	9:00～11:30 12:30～15:00	7:00～20:00	8:00～20:00	—
5	水口支店	〒528−0013	甲賀市水口町宮の前1番17号	0748-62-6691	9:00～15:00	7:00～20:00	8:00～20:00	—
6	緑町支店	〒527−0023	東近江市八日市緑町11番16号	0748-24-1123	9:00～15:00	7:00～22:00	8:00～21:00	—
7	蒲生支店	〒529−1572	東近江市桜川西町825番地	0748-55-3111	9:00～11:30 12:30～15:00	7:00～20:00	8:00～20:00	○
8	五個荘支店	〒529−1443	東近江市五個荘北町屋町348番地1	0748-48-5511	9:00～15:00	7:00～22:00	8:00～21:00	—
9	甲南支店	〒520−3308	甲賀市甲南町野田556番地	0748-86-7221	9:00～11:30 12:30～15:00	7:00～20:00	8:00～20:00	○
11	湖東支店	〒527−0124	東近江市下岸本町81番地6	0749-45-2841	9:00～11:30 12:30～15:00	7:00～20:00	8:00～20:00	—
12	石部支店	〒520−3107	湖南市石部東2丁目1番31号	0748-77-8411	9:00～11:30 12:30～15:00	7:00～20:00	8:00～20:00	—
13	近江八幡支店	〒523−0891	近江八幡市鷹飼町148番地24	0748-38-8820	9:00～11:30 12:30～15:00	7:00～22:00	8:00～22:00	—

※永源寺支店、蒲生支店、甲南支店、湖東支店、石部支店、近江八幡支店において昼休業を導入しております。

■貸金庫

店舗名	平　日	土曜日	日曜日・祝日
本店（自動）※	9:00～17:00	9:00～17:00	—
日野支店	9:00～15:00	—	—
能登川支店（自動）	9:00～17:00	—	—
永源寺支店	—	—	—
水口支店	9:00～15:00	—	—
緑町支店	9:00～15:00	—	—
蒲生支店	9:00～15:00	—	—
五個荘支店	9:00～15:00	—	—
甲南支店	9:00～15:00	—	—
湖東支店	9:00～15:00	—	—
石部支店	—	—	—
近江八幡支店（自動）※	9:00～18:00	9:00～17:00	—

※日曜日、祝日、振替休日および12月31日～1月3日はご利用いただけません。なお、祝日と土曜日が重なった場合はご利用いただけます。

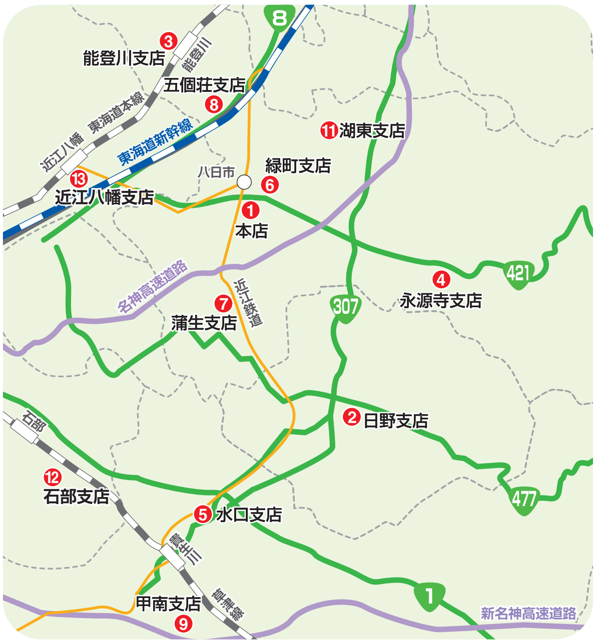

■店外ATM（キャッシュコーナー）

出張所名	所在地	平日	土曜・日曜・祝日
アピア出張所	東近江市八日市浜野町	9:30～20:00	9:30～20:00
マックスバリュ東近江出張所	東近江市青葉町	9:00～22:00	9:00～22:00
今堀出張所	東近江市今堀町	7:00～20:00	8:00～20:00
松尾出張所※	蒲生郡日野町松尾	7:00～20:00	8:00～20:00
フレンドタウン日野出張所	蒲生郡日野町松尾	9:00～22:00	9:00～22:00
佐野出張所	東近江市佐野町	7:00～20:00	8:00～20:00
フレンドマート能登川出張所	東近江市垣見町	9:30～21:00	9:30～21:00
岡田出張所	東近江市岡田町	7:00～22:00	8:00～21:00
アルプラザ水口出張所	甲賀市水口町本綾野	10:00～21:00	10:00～21:00
水口西友出張所	甲賀市水口町水口	8:00～21:00	8:00～21:00
テニー出張所※	東近江市八日市緑町	10:00～19:00	10:00～19:00
妙法寺出張所	東近江市札の辻２丁目	7:00～22:00	8:00～21:00
イオンタウン湖南出張所	湖南市岩根	8:00～22:00	8:00～22:00

※松尾出張所、テニー出張所は令和5年7月31日の営業終了をもって廃止いたします。

●信用金庫のキャッシュカードをお持ちの場合、全国約2万台のしんきんATMで平日・土曜日に利用手数料を支払うことなく、現金の引出し・預入れができます。

●但し、休日及び時間帯により有料になります。

●本サービスの対象とならないしんきんATMが一部ございます。

このステッカーに記載の上記の金融機関ATMでは、平日8:45～18:00のお引出し手数料が0円となります。

未来をこの街とともに
湖東信用金庫

ミックス
紙 | 責任ある森林管理を支えています
FSC
www.fsc.org
FSC® C017322

Environmentally Ink
(Vegetable oil Ⓡ Non VOC)

Carbon Offset for 982.3 g-CO_2/copy
Waterless® Printing. Naturally.
A07

●用紙：責任ある木質資源や再生資源を使用したFSC®認証用紙
●インキ：環境配慮型インキ（植物油インキ or ノンVOCインキ）
●印刷：有害な廃液を排出しない水なし印刷
●CO_2排出量：982.3g/部

ことしんシンボルマーク

　存在感のある金融機関を目指し、地域社会やお客さまの暮らしが豊かになるお手伝いや情報発信など、地域生活基盤としての役割（道しるべ）を果たしていきたいという思いを表現しています。

　支柱から伸びる３つの方角には恵まれた自然背景を象徴する「水」をイメージした色を施し、東の方向には赤を配色し快活さを表現しています。